



財団法人 自動車リサイクル促進センター

Japan Automobile Recycling Promotion Center

〒105-0012 東京都港区芝大門1-1-30 日本自動車会館
TEL : 03-5733-8301

自動車リサイクル法
(使用済自動車の再資源化等に関する法律)
**リサイクル料金
預託実務
説明会資料**



自動車リサイクルシステム

2004年2月

【主催】

財団法人 自動車リサイクル促進センター
経済産業省 環境省

目次 INDEX

	ページ
第1章 自動車リサイクル法の概要	
1. 自動車リサイクル法(使用済自動車の再資源化等に関する法律)制定の背景	2
2. 自動車リサイクル法の概要	3
3. 自動車リサイクル法の5つの特徴	5
4. 自動車リサイクル法と既存制度との関係	7
5. 自動車リサイクル法の対象となる車両	8
6. 施行までのスケジュール	8
7. 自動車リサイクル法の関係者の全体図	10
第2章 リサイクル料金と預託実務の概要	
1. リサイクル料金とその流れについて	12
2. リサイクル料金の預託に関する実務の概要(共通事項)	16
3. リサイクル料金の会計上の取扱い	20
第3章 指定整備事業者における具体的な実務	
1. 継続検査時の実務についての考え方	22
2. 指定整備事業者の実務の流れ	23
3. 具体的な預託実務の流れ	25
4. リサイクル料金の照会	41
第4章 認証整備事業者における具体的な実務	
1. 認証整備事業者経由の継続検査時の実務概要	44
2. 専用端末機の操作方法	46
3. リサイクル券のイメージ	48
4. リサイクル料金の照会	49
5. 出張車検時のリサイクル料金の預託	49
第5章 引取時における具体的な実務	
1. 引取業者の役割	50
2. 引取業者の登録	51
3. 使用済自動車の引取りについての考え方	52
4. パソコンを用いた預託実務の流れ(A1・A2およびBタイプの事業者の場合)	52
5. 引取証明書の交付と引取報告の実施	58
6. パソコンを用いたリサイクル料金の照会(A1・A2およびBタイプの事業者の場合)	59
7. FAXを用いた実務(A3タイプの事業者の場合)	61
第6章 自動車リサイクルシステムへの事業者登録	
1. 自動車リサイクルシステムへの登録	62
2. 実施実務・事業者タイプ別登録方法	62
3. 契約締結について	63
4. 今後のスケジュール(予定)	64

第1章 自動車リサイクル法の概要

1. 自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）制定の背景

- ・年間約400万台排出される使用済自動車は、有用金属・部品を含み資源として価値の高いものであるため、これまでは、解体業者や破砕業者において、通常の商取引として流通し、リサイクルならびに処理が行われていました。
- ・近年の最終処分場の逼迫によるシュレッダーダスト処理費用の高騰や鉄スクラップ価格の低下・不安定な変動により、これまでのリサイクルシステムが機能不全に陥りつつあり、使用済自動車の逆有償化（処理費を払って引き渡す状況）が進展し、不法投棄・不適正処理の懸念も生じています。
- ・これまでのリサイクルシステムが機能不全に陥り得る主要因であるシュレッダーダストや新たな環境問題であるエアバッグ類・フロン類への対応のため、新たな仕組みを構築することが必要になり、2002年7月に自動車リサイクル法が制定されました。
- ・フロン類に関しては、2002年10月よりフロン回収破壊法（カーエアコン部分）が先行して施行されています。

2. 自動車リサイクル法の概要

(1) シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類への対応

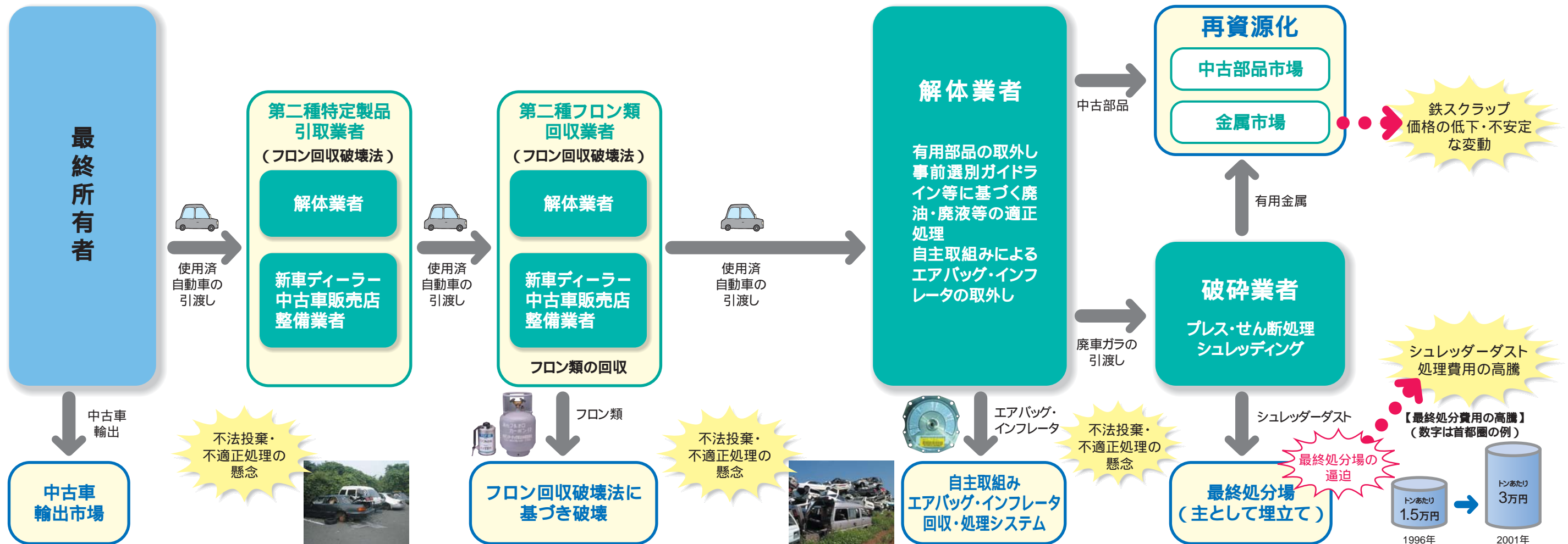
- ・これまで自動車リサイクルを担ってきた現在の関連事業者の役割分担を前提としつつ、従来のリサイクルシステムが機能不全に陥り得る主要因であるシュレッダーダストおよび新たな環境問題であるエアバッグ類、フロン類への対応を行います。
- ・具体的には、自動車メーカー・輸入業者は、シュレッダーダスト、エアバッグ類およびフロン類を引き取ってリサイクル（フロン類については破壊）を行う義務を負うことになり、その際、適正な競争原理が働く仕組みとなります。

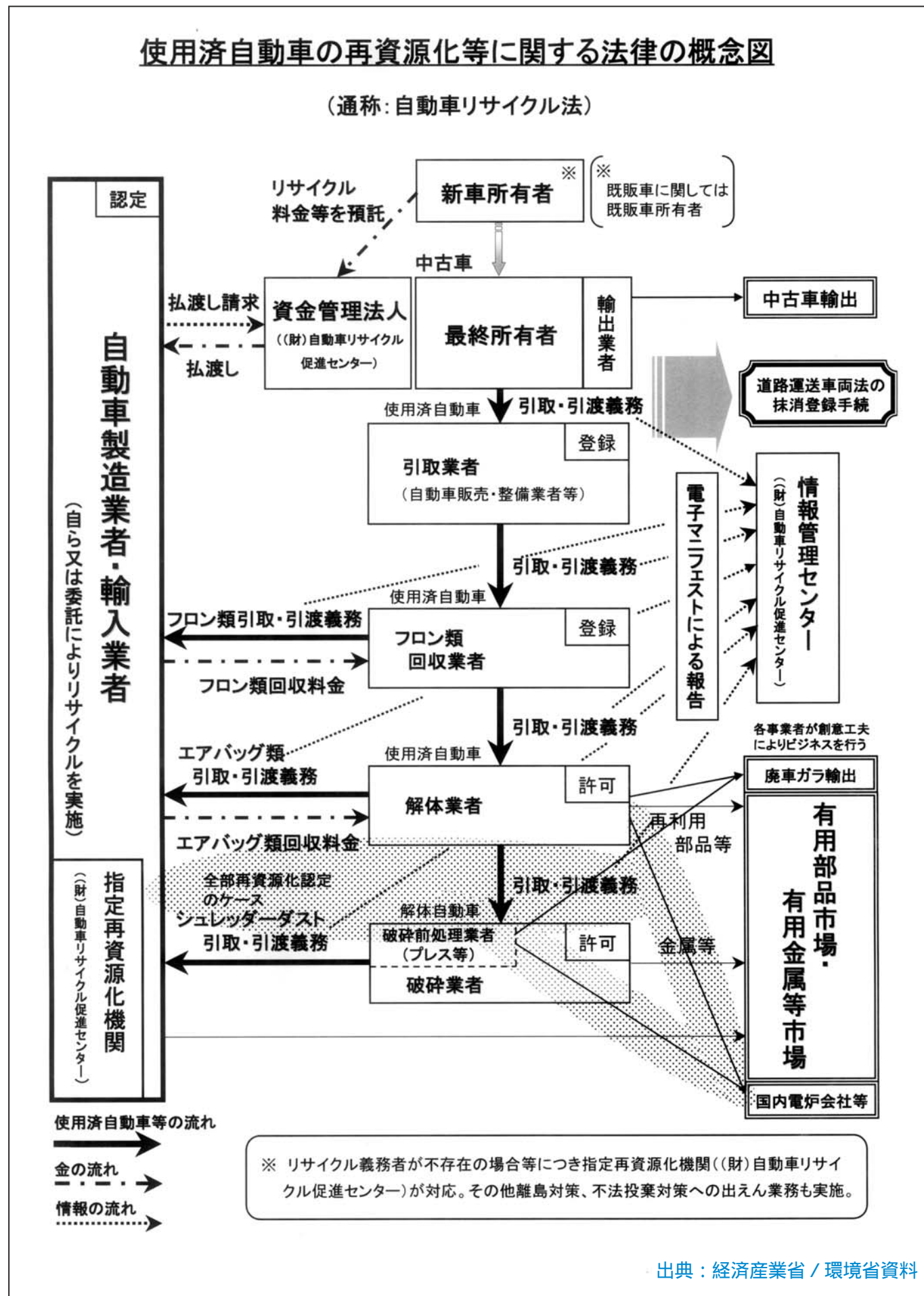
(2) 不法投棄の防止に資する仕組み

- ・関連事業者は、都道府県知事または保健所設置市長の登録・許可制となります。
- ・関連事業者は、使用済自動車等の引取り・引渡し義務が課され、引取り・引渡しを原則としてパソコン等からインターネットで接続して報告することになります。電子マニフェスト（移動報告）制度。
- ・リサイクル料金の前払い方式が導入され、登録・検査時に国土交通大臣等がこれを確認します。（リサイクル料金は、自動車の所有者に負担していただくこととなります）
- ・最終所有者に対する自動車重量税の還付制度が導入されます。

自動車リサイクル法のスタート時点は、2005年1月1日

現状の使用済自動車の流れ





3. 自動車リサイクル法の5つの特徴

(1) 自動車メーカー等がシュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類を引き取り、リサイクルを実施

- 自動車リサイクル法では、リサイクルシステムが機能不全に陥り得る主要因であるシュレッダーダストや新たな環境問題であるエアバッグ類、フロン類を適正・円滑にリサイクル・処理していくことに主眼を置いた仕組みとなっています。
- 自動車メーカー・輸入業者は、自らが製造または輸入した自動車が使用済自動車となった場合、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類を引き取り、リサイクル(フロン類は破壊)する義務を負うこととなります。
- 自動車メーカー・輸入業者は、上記3品目について、予め定める引取基準等に則り、登録・許可等の資格を持った関連事業者から引き取り、リサイクル・破壊するための体制を全国に整備します。また、フロン類回収業者、解体業者に対して、それぞれフロン類、エアバッグ類の回収料金が確実に支払われる仕組みを構築します。

(2) 関係者の役割を明確化

- これまで自動車リサイクルを担ってきた関連事業者が最大限機能するような仕組みとすることを前提に、関係者の役割が明確化されました。
- 複数の役割を担う事業者は、それぞれの業の登録・許可を都道府県知事または保健所設置市長から受けることが必要となります。

関係者	自動車リサイクル法において求められる主な役割
自動車所有者	シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類のリサイクル等に必要のリサイクル料金を負担 最終所有者は引取業者に使用済自動車を引き渡す
引取業者 ^{注1} 【登録制】	自動車の最終所有者から使用済自動車を引き取り、フロン類回収業者または解体業者に引き渡す
フロン類回収業者 ^{注2} 【登録制】	フロン類を回収基準に従って適正に回収し、自動車メーカー・輸入業者へ引き渡す(自動車メーカー・輸入業者にフロン類回収料金を請求できる)
解体業者【許可制】	使用済自動車の解体を再資源化基準に従って適正に行い、エアバッグ類を回収し、自動車メーカー・輸入業者へ引き渡す(自動車メーカー・輸入業者にエアバッグ類回収料金を請求できる)
破碎業者【許可制】	解体自動車(廃車ガラ)の破碎(プレス・せん断処理、シュレッディング)を再資源化基準等に従って適正に行い、シュレッダーダストを自動車メーカー・輸入業者へ引き渡す
自動車メーカー・輸入業者	自らが製造または輸入した自動車を使用済みとなった場合、その自動車から発生するシュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類を引き取り、リサイクル等を行う 自動車の設計・部品または原材料の種類を工夫を通じた自動車の長期使用の促進とリサイクルを容易にし、リサイクルに要する費用の低減を図る 関連事業者に対する自動車の構造・部品・原材料に関する情報の適切な提供など、リサイクルの実施に協力する

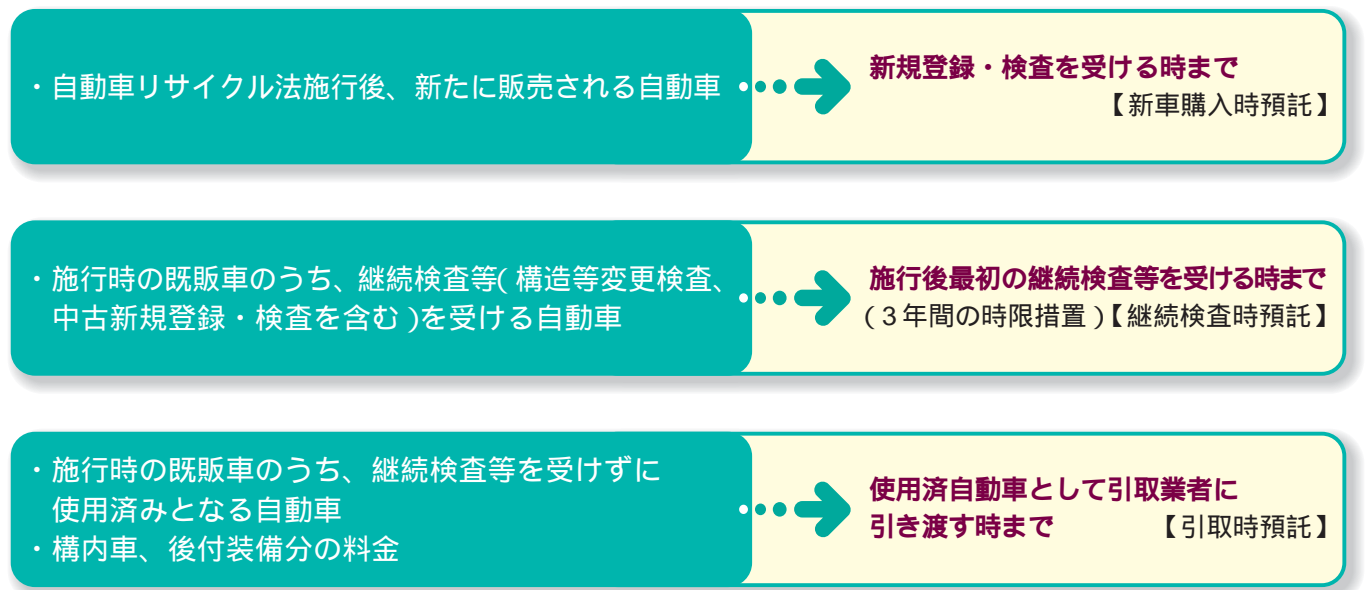
注1 新車ディーラー、中古車販売店、整備業者、直接引取りを行う解体業者等が引取業者になることを想定

注2 引取業者や解体業者がフロン類回収業者を兼業することを主として想定

登録・許可の基準等の詳細については、経済産業省・環境省主催の第2回全国説明会(2003年9～10月)の資料「自動車リサイクル法の本格施行に向けて」(経済産業省：<http://www.meti.go.jp/policy/automobile/index.html> もしくは環境省：<http://www.env.go.jp> 各ホームページ内)をご覧ください

(3) リサイクル料金の前払い方式を採用

- ・自動車メーカー・輸入業者が行うリサイクルに必要な費用は、リサイクル料金として自動車の所有者に負担を求める制度です。
- ・リサイクル料金は、予め自動車メーカー・輸入業者が設定・公表することになっています(不適正な料金設定に対しては、国が是正を勧告・命令できる仕組み)
- ・自動車の所有者が行う「リサイクル料金の資金管理人[(財)自動車リサイクル促進センター]への預託の時点」は、原則として前払い方式が採用されました。これは、自動車が不法投棄された場合の環境負荷の大きさや収受コスト、負担感等を考慮したものです。登録・検査時に国土交通大臣等がこれを確認します。



(4) 電子マニフェスト(移動報告)制度を導入

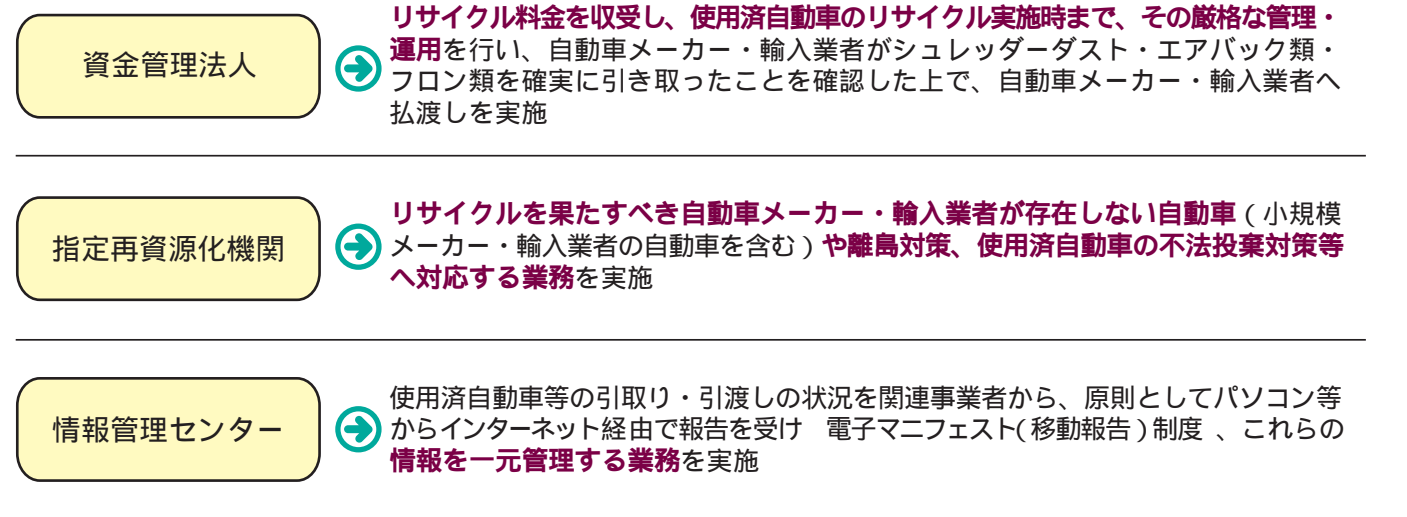
- ・自動車リサイクル法では、各関連事業者が使用済自動車等の引取り・引渡しを行った際に、3日以内にその旨を情報管理センター[(財)自動車リサイクル促進センター]へ、原則としてパソコン等からインターネット経由で報告する電子マニフェスト(移動報告)制度が導入されます。
- ・自動車リサイクル法施行後(2005年1月以降)、新たに自動車リサイクル法の引取業者に引き渡された自動車リサイクル法対象の車両については、使用済自動車等の流通にかかわる既存の紙のマニフェスト(廃棄物処理法に基づく産廃マニフェストおよび従来の使用済自動車用マニフェスト)やフロン回収破壊法に基づく自動車フロン類管理書は不要となります。

電子マニフェスト制度の主たる機能

- ・使用済自動車の適正な引取り・引渡しの確保
(使用済自動車の適正な引取り・引渡しの状況を常時管理)
- ・リサイクル料金等の支払いの証拠
(リサイクル料金、エアバッグ類回収料金およびフロン類回収料金等の請求の証拠)
- ・関連制度への情報提供
(自動車重量税還付や永久抹消登録の際の解体の事実の確認)
- ・使用済自動車に関する統計情報の整備
(使用済自動車の引取り・引渡しの国への状況報告、フロン類の再利用情報)

(5) 指定法人による制度運営

- ・自動車リサイクル法では、新たな制度の根幹となる公的な業務を行う指定法人を国が指定することになっており、2003年6月24日付けで、それぞれ(財)自動車リサイクル促進センターが指定されました。(財)自動車リサイクル促進センターにおいては、下記の業務について公正かつ透明性の高い業務を行うこととなります。



4. 自動車リサイクル法と既存制度との関係

(1) 廃棄物処理法との関係

- ・使用済自動車等 解体自動車(廃車ガラ)、シュレッダーダスト、エアバッグ類を含む は、自動車リサイクル法の規定により、その金銭的価値の有無に関わらず、すべて廃棄物処理法上の廃棄物として扱われます。廃棄物処理法に基づく産廃マニフェストや従来の使用済自動車用マニフェストは、自動車リサイクル法の電子マニフェスト制度に一本化。自動車リサイクル法の登録・許可業者については、使用済自動車等の運搬・処理にあたって廃棄物処理法の業の許可は不要。

(2) フロン回収破壊法との関係

- ・フロン回収破壊法(カーエアコン部分)については、その枠組みが自動車リサイクル法に引き継がれます。フロン回収破壊法の登録第二種特定製品引取業者、登録第二種フロン類回収業者は、それぞれ自動車リサイクル法の引取業者、フロン類回収業者の地位(標識を掲示する必要あり)に自動的に移行。自動車フロン券による費用収納方法は、自動車リサイクル法による方法に一本化(自動車フロン券制度は廃止)。自動車フロン類管理書による情報管理も、自動車リサイクル法の電子マニフェスト制度に一本化(自動車フロン類管理書は廃止)。
- ・使用済自動車として、2005年1月1日以降、新たに自動車リサイクル法の引取業者に引き渡す車両から自動車リサイクル法の対象となります。なお、2004年12月31日までにフロン回収破壊法の登録第二種特定製品引取業者に引き渡されたカーエアコン搭載の使用済自動車については、フロン回収破壊法の仕組みに従う必要があります(2004年12月31日までに登録第二種特定製品引取業者に引き渡された使用済自動車のうち、逆有償での取引を行う場合は、産廃マニフェストの回付など、従来どおり廃棄物処理法の仕組みに従うことが必要)。

5. 自動車リサイクル法の対象となる車両

- 自動車リサイクル法の対象となる自動車は、以下の「対象外となる自動車」を除くすべての自動車となります。トラック・バスなどの大型車、特種自動車（いわゆる8ナンバー車）、ナンバープレートの付いていない構内車も法対象となることに注意が必要

対象外となる自動車

被けん引車
二輪車(原動機付自転車、側車付のものを含む)
大型特殊自動車、小型特殊自動車
 その他(農業機械、林業機械、スノーモビル、公道を走らないレース用自動車、自衛隊の装甲車、公道を走らない自動車メーカー等の試験・研究用途車、ホイール式高所作業車、無人搬送車)

- 破砕業者で処理されることが少なく、載替えなど再利用されることが多い架装物についても、自動車リサイクル法の対象外です。

対象外となる架装物

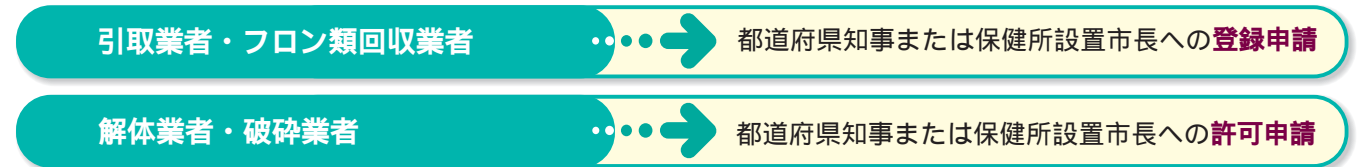
これらの架装物がキャブ付きシャシ部分と一緒に解体される場合は、架装物部分は自動車リサイクル法の対象外であり、従来どおりの慣習に従って処理がなされる

保冷貨物自動車の冷蔵用装置その他の**パン型の積載装置**
 コンクリートミキサーその他の**タンク型の積載装置**
 土砂等の運搬用自動車の荷台その他の**囲いを有する積載装置**
 トラッククレーンその他の**特殊の用途にのみ用いられる自動車に装備される特別な装置**

6. 施行までのスケジュール

- 自動車リサイクル法に基づき、関連事業者の業務を確実・円滑に行うためには、都道府県知事または保健所設置市長への登録・許可申請に加えて自動車リサイクルシステムへの事業者登録の申請が必要となりますので、ご対応をお願いします。

都道府県知事等への登録・許可申請

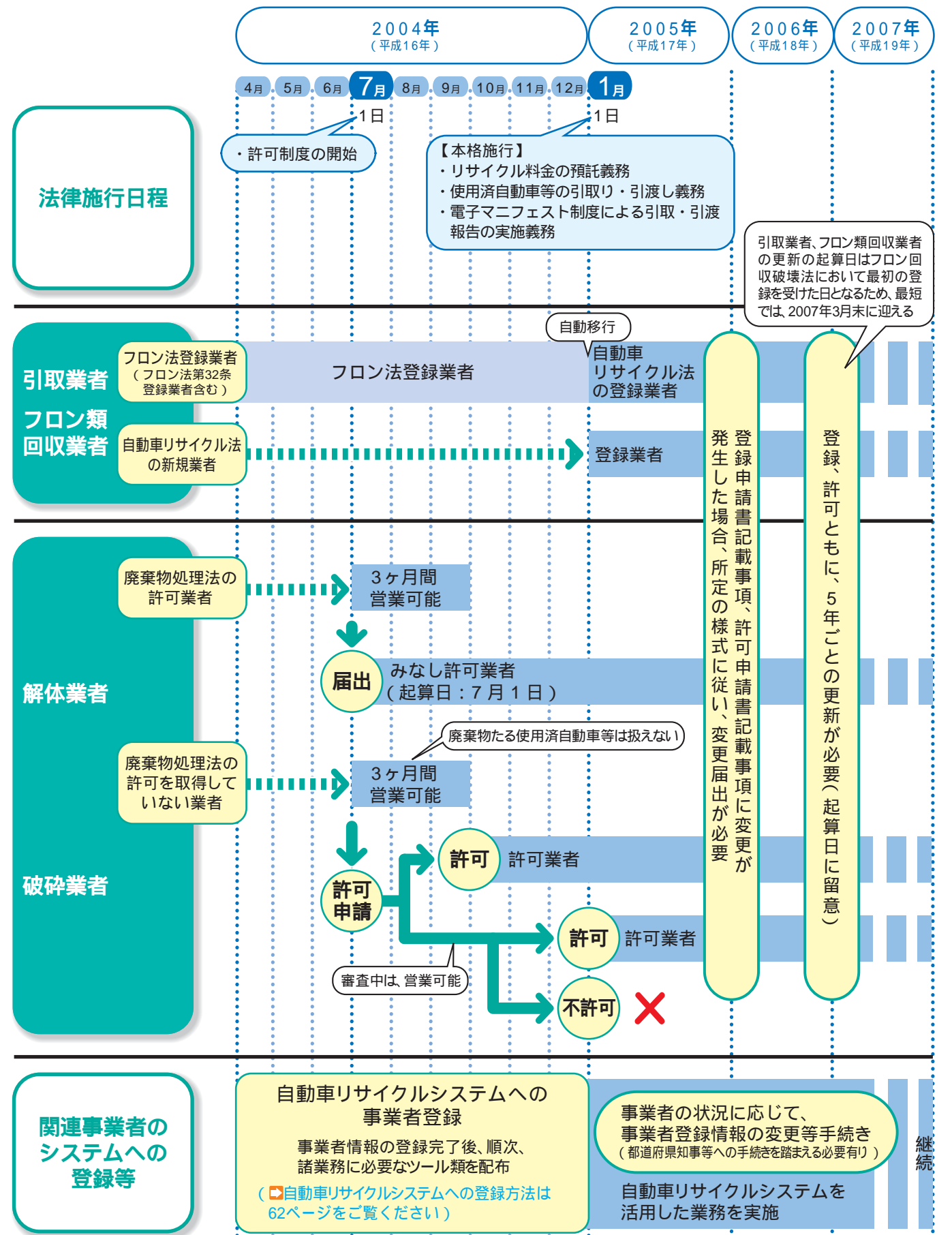


フロン回収破壊法の登録第二種特定製品引取業者、登録第二種フロン類回収業者は、それぞれ自動車リサイクル法の引取業者、フロン類回収業者の地位に自動的に移行

許可制度開始時(2004年7月1日)に解体業、破砕業を行っており、かつ、廃棄物処理法の業の許可(解体業の場合は原則として産業廃棄物の積替保管付きの収集運搬業または処分業の許可、破砕業の場合は産業廃棄物の処分業の許可)を受けている事業者は、許可制度開始から3ヶ月以内(2004年9月末日まで)に届出を行うことにより、解体業、破砕業の許可に移行可能

自動車リサイクルシステムへの事業者登録の申請

- 関連事業者において、電子マニフェストによる移動報告、リサイクル料金の預託に関する実務(資金管理人[(財)自動車リサイクル促進センター]より委託)を実施するためには、事前に自動車リサイクルシステムへの事業者登録の申込みを行っていただくことが必要となります。
- 上記 終了後、速やかに申込みくださるようお願いいたします。事業者情報の登録完了後、順次、諸業務に必要なツール類を配布いたします。

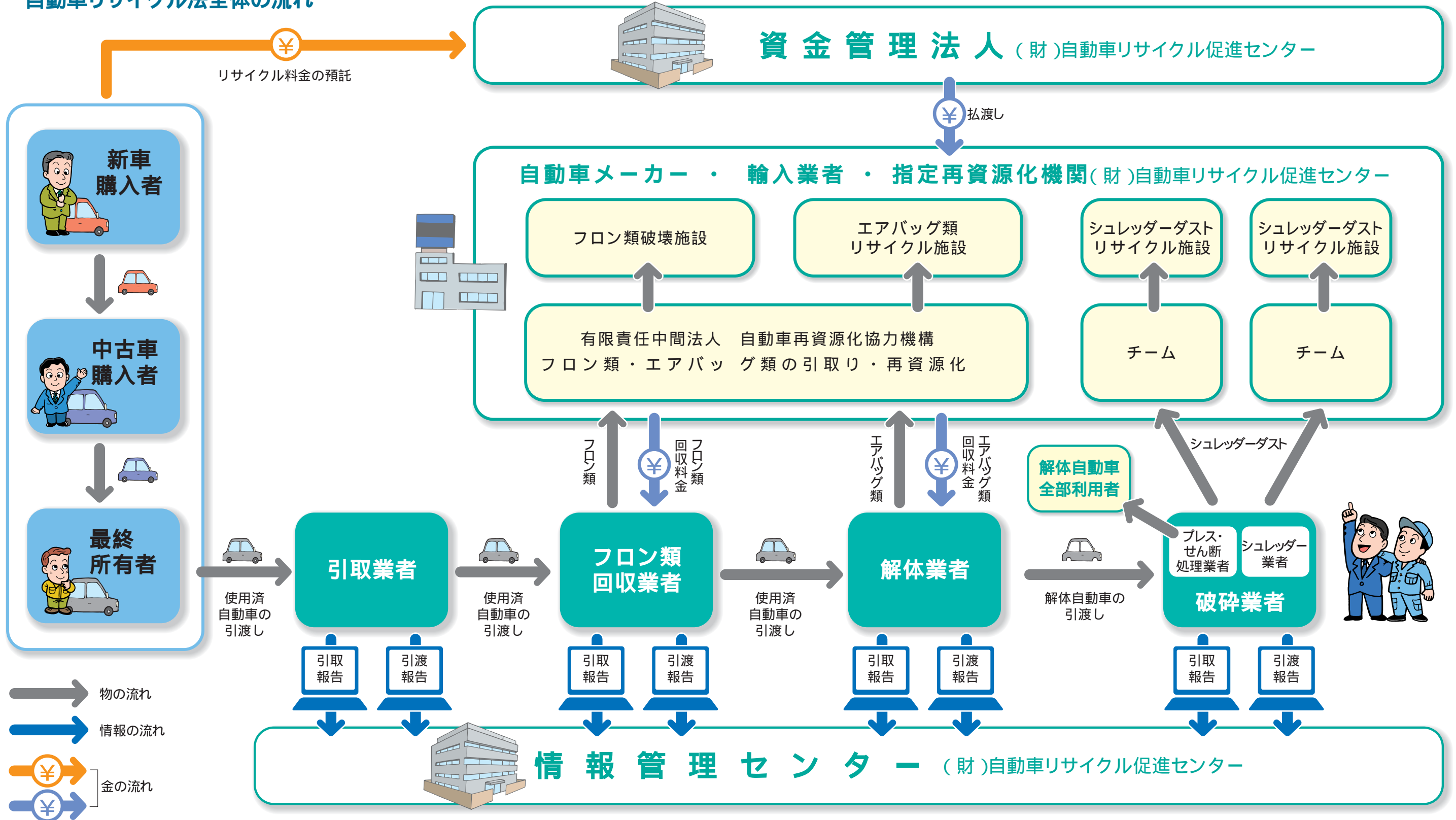


7. 自動車リサイクル法の関係者の全体図

- 自動車メーカー・輸入業者は、自らが製造・輸入した自動車在使用済自動車となった場合に発生する、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類について引き取ってリサイクル(フロン類は破壊)する体制を整備します。
- エアバッグ類とフロン類については、共通引取窓口機能として「有限責任中間法人自動車再資源化協力機構」が設立され、諸契約や料金の支払い等についての関連事業者への窓口として機能することになります。

- シュレッダーダストについては、各自動車メーカー・輸入業者が2つのグループを構成し、シュレッダーダストの引取りやリサイクルを実施していくこととなります。

自動車リサイクル法全体の流れ



第2章 リサイクル料金と預託実務の概要

1. リサイクル料金とその流れについて

(1) リサイクル料金の構成と設定主体

- 自動車メーカー・輸入業者は、自らが行うシュレッダーダスト・エアバッグ類（シートベルトプリテンショナーを含む）のリサイクル（エアバッグ類の回収・運搬を含む）と、フロン類の破壊（回収・運搬を含む）に必要な費用を、リサイクル料金として設定することになります。

料金の構成要素	料金の内容	設定主体	特徴
① シュレッダーダスト料金	シュレッダーダストのリサイクルに必要な料金	自動車メーカー・輸入業者	適正な原価に基づき設定するため、自動車ごとに料金が異なり得る 不適切な料金設定に対しては、国よりその是正を勧告、命令
② エアバッグ類料金	エアバッグ類（シートベルトプリテンショナーを含む）の回収・運搬とリサイクルに必要な料金		
③ フロン類料金	フロン類の回収・運搬と破壊に必要な料金		

- 上記に加え、使用済自動車の引取り・引渡し情報の一元管理など情報管理センター〔(財)自動車リサイクル促進センター〕による情報管理業務に関する費用と、資金管理人〔(財)自動車リサイクル促進センター〕による資金管理業務に関する費用を、それぞれ情報管理料金、資金管理料金として、情報管理センター、資金管理人に指定された(財)自動車リサイクル促進センターが決定します。

料金の構成要素	料金の内容	設定主体	特徴
④ 情報管理料金	リサイクル工程に回った使用済自動車の状況を電子情報で管理するために必要な料金	情報管理センター	両料金を決定するには、国の認可が必要
⑤ 資金管理料金	資金管理人がリサイクル料金の収納および管理・運用を行うために必要な料金	資金管理人	預託申請時点・方法が同じであれば、料金は一律となる

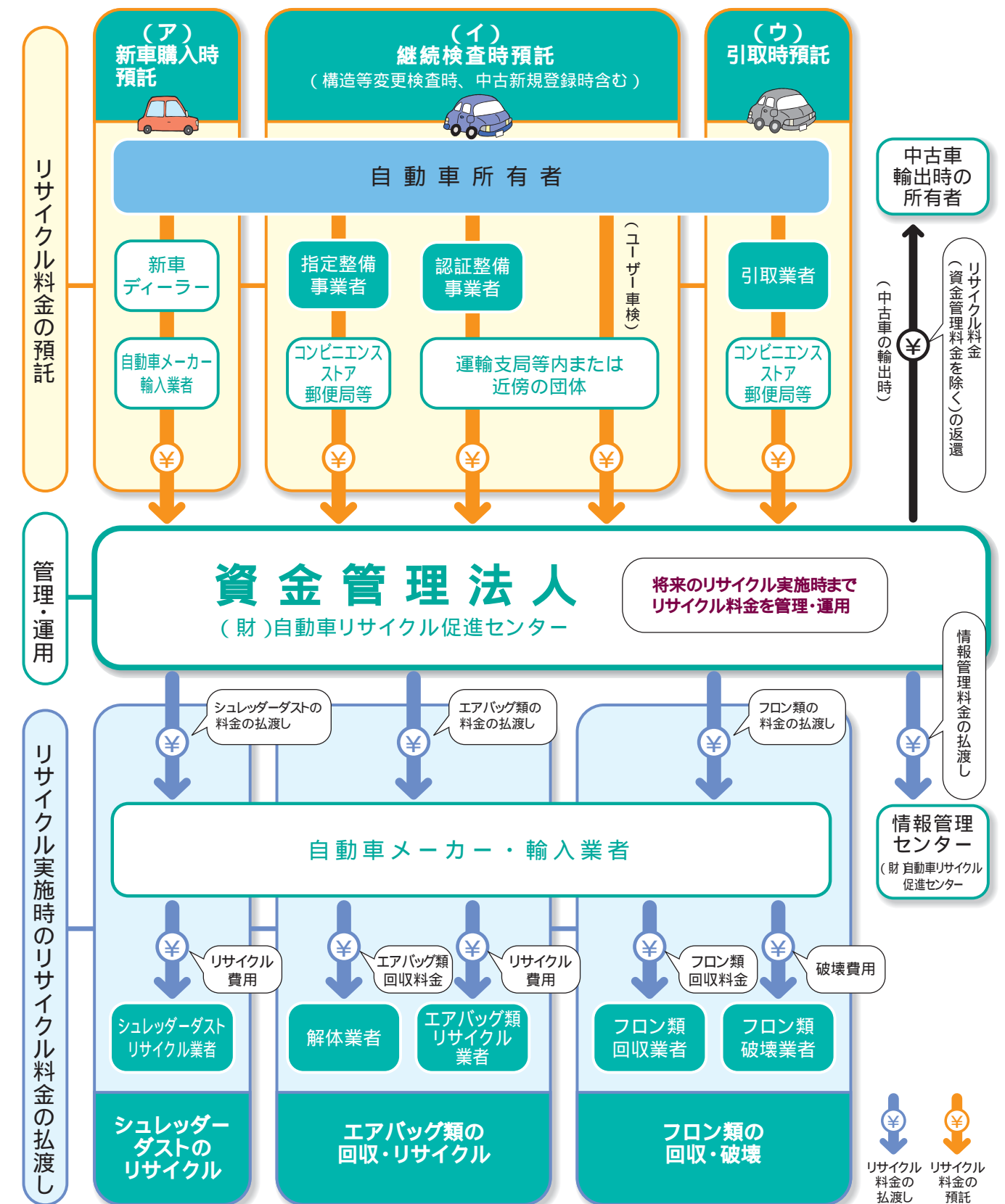
(2) リサイクル料金を負担する者

- 3品目のリサイクル料金、情報管理料金、資金管理料金は、自動車の所有者が負担することになります。
- 負担する自動車の所有者は、自動車検査証記載の所有者と一致しない場合もあります。

【例】所有権留保付売買契約の場合は、買主（自動車検査証記載の使用者）がリサイクル料金を負担
リース契約の場合は、リース会社（自動車検査証記載の所有者）がリサイクル料金を負担

(3) リサイクル料金の主な流れ

- 自動車所有者は、リサイクル料金を資金管理業務の実施主体である資金管理人に預託することになります。
- 預託されたリサイクル料金は、資金管理人において厳格に管理・運用され、自動車メーカー・輸入業者がリサイクルを実施する際に払渡しを請求することになります。



リサイクル料金の預託

(ア) 新車購入時預託

- ・自動車メーカー・輸入業者から出荷される新車のリサイクル料金は、既存の新車販売ルートを最大限活用し、新車購入時に新車ディーラーで収納する仕組みとなります。
- ・新車ディーラーで収納されたリサイクル料金の資金管理人〔(財)自動車リサイクル促進センター〕への入金、自動車メーカー・輸入業者を経由して行います。
資金管理人は、自動車メーカー・輸入業者が設定したリサイクル料金について、公表された時点で自動車メーカー・輸入業者から提供を受け、車台番号ごとに一元管理（また、資金管理人は、料金の情報のほか、各自動車のエアバッグ類の個数等、装備に関する情報も自動車メーカー・輸入業者から情報提供を受け、車台番号ごとに管理・保有）
リサイクル義務を負う自動車メーカー・輸入業者が存在しない個人輸入・並行輸入された自動車については、資金管理人が事前にリサイクル料金情報を保有していないため、異なる実務となる

(イ) 継続検査時預託（構造等変更検査時、中古新規登録時含む）

指定整備事業者経由の継続検査の場合

- ・指定整備事業者は、パソコンまたはFAXを用いて資金管理システムに対し、登録・車両番号と車台番号を利用して預託を行おうとする車両を申請します。
- ・指定整備事業者によって預託申請された車両のリサイクル料金収納の方法は、次の3種類があります。
➡①コンビニエンスストアの利用、②郵便口座振替、③金融機関口座引落し

認証整備事業者経由の継続検査（ユーザー車検含む）の場合

- ・認証整備事業者やユーザーにより運輸支局等に持ち込まれた自動車については、運輸支局等内または近隣の団体（印紙を販売している窓口等、運輸支局等ごとに委託先は異なり、別途案内予定）でリサイクル料金を預託します。

(ウ) 引取時預託

- ・未預託で引取業者に持ち込まれた使用済自動車（後付装備分も含む）については、その時点でリサイクル料金の預託が必要となります。引取業者は、パソコンまたはFAXを用いて資金管理システムに対し、登録・車両番号と車台番号を利用して預託を行おうとする使用済自動車を申請します。
- ・引取業者によって預託申請された使用済自動車のリサイクル料金の収納は、原則としてコンビニエンスストアまたは郵便局を利用して行います。

リサイクル料金の管理・運用

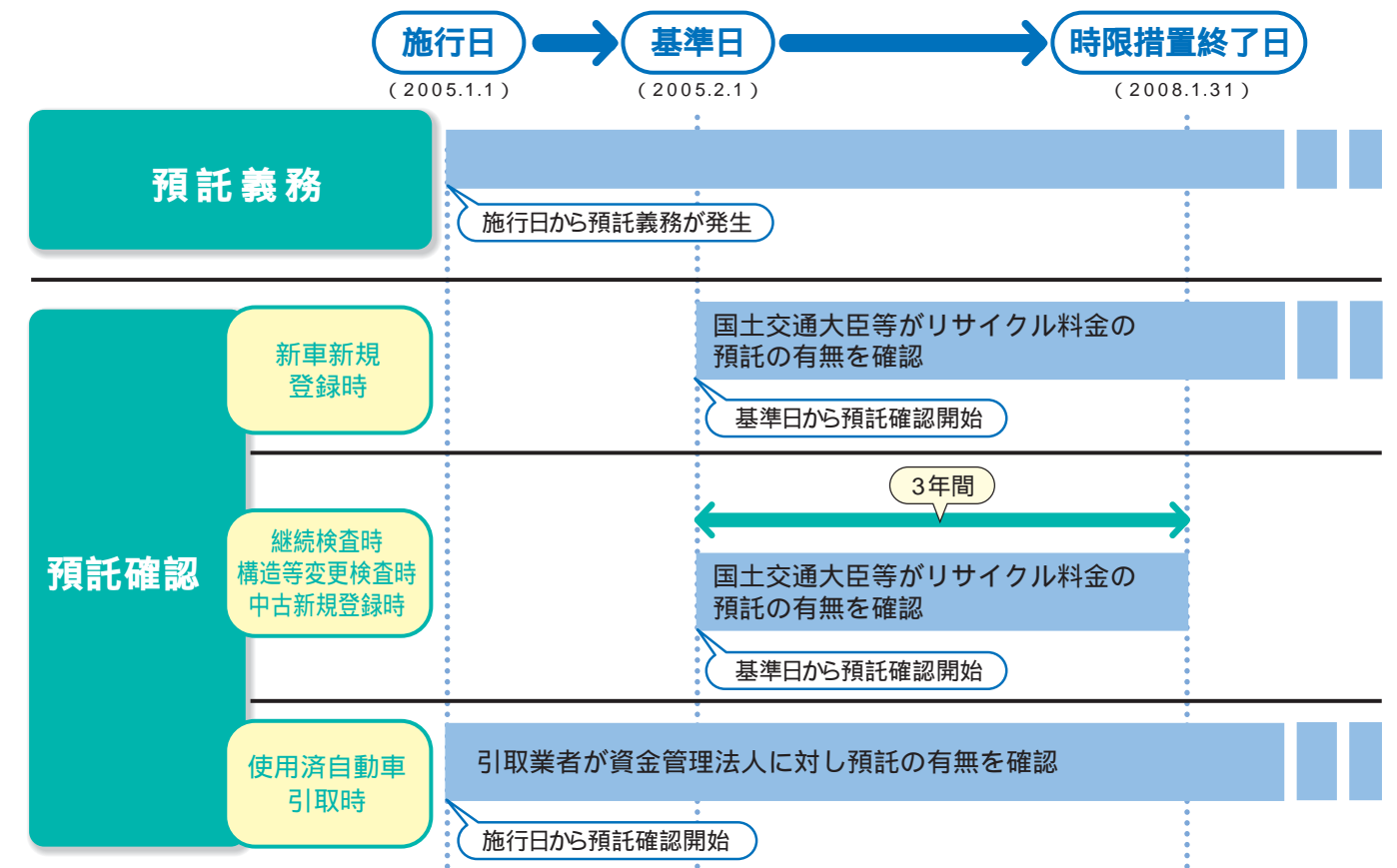
- ・自動車所有者が預託したリサイクル料金は、資金管理人で安全・確実な方法で管理・運用されます。

リサイクル実施時のリサイクル料金の払渡し

- ・使用済自動車のリサイクル実施の際は、自動車メーカー・輸入業者が引取りを行った物品ごとにリサイクル料金が自動車メーカー・輸入業者に払い渡され、自動車メーカー・輸入業者から関連事業者へ費用が支払われる仕組みとなります。
- ・情報管理料金は、使用済自動車引取業者が引き渡された後、情報管理センター〔(財)自動車リサイクル促進センター〕に払い渡される仕組みとなります。

(4) リサイクル料金の預託義務と登録・検査時における預託確認

- ・自動車所有者におけるリサイクル料金の預託義務は、施行日（2005年1月1日）から発生します。
- ・リサイクル料金が預託されていない場合、国土交通大臣等の登録・検査実務が受けられなくなります。
- ・具体的には、施行日1ヶ月後の2005年2月1日（基準日）から新車新規登録・検査、継続検査、構造等変更検査および中古新規登録・検査時に、リサイクル料金の預託の有無が確認される（預託確認）ことになります。継続検査、構造等変更検査および中古新規登録・検査時の預託確認については3年間の時限措置です（2008年1月31日まで）。
- ・3年間の時限措置期間中に、継続検査等を2回以上受ける場合、2回目以降も国土交通大臣等による預託確認が行われます。具体的には、預託したことの証明となるリサイクル券を預託証明窓口（運輸支局等内または近隣の団体）に提示し、旧自動車検査証等に預託済みである旨の押印をしていただき、それを運輸支局等に提示していただくことになります。



- ・お客様に対しては、自動車所有者のリサイクル料金の預託義務が発生する施行日（2005年1月1日）から預託していただくようご案内してください。関係者の皆様のご協力をお願いします。
- ・使用済自動車の引取時においては、引取業者がパソコンまたはFAXを用いて資金管理人に対し、預託確認を行います。預託確認時に必要な料金が預託されていないと、電子マニフェストによる引取報告が行えず、使用済自動車を引き取ることはできません。

2. リサイクル料金の預託に関する実務の概要（共通事項）

（1）料金照会

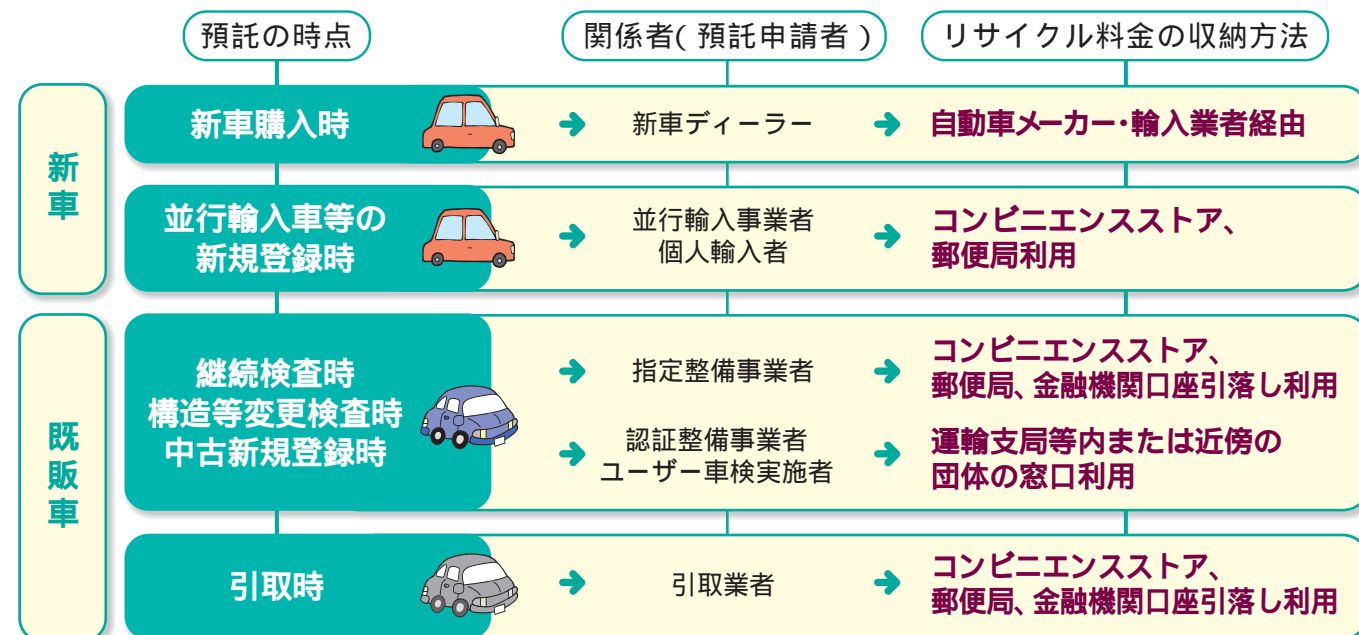
- ・整備事業者など（使用済自動車を引き取る引取業者含む）リサイクル料金の預託に関する事業者においては、資金管理人 [(財)自動車リサイクル促進センター] に対し、パソコンまたはFAXを用いてリサイクル料金を照会することができます。
- ・料金の照会は、登録・車両番号と車台番号により車両を特定して行います。実際に車両が入庫する前でも、登録・車両番号と車台番号が判れば照会することができます。事業者が料金通知書として印刷し、自動車所有者に提示することも可能です。
 (財)自動車リサイクル促進センターのホームページを利用したリサイクル料金の照会は、一般ユーザーを含め、リサイクル料金の預託に関する事業者以外においても可能
- ・資金管理人では、自動車メーカー・輸入業者が料金設定した各自動車のリサイクル料金情報を保有しています。ただし、一部の一時抹消中の自動車や構内車両等についてはリサイクル料金情報を保有していない車両が存在します。この場合、料金設定手続きの必要がありますので、コールセンター（別途案内予定）にご相談ください。
- ・2005年1月の自動車リサイクル法施行後、新たに販売された自動車についても、登録・車両番号と車台番号が判れば料金を照会することができます。

（2）預託申請

- ・リサイクル料金を預託するには、預託を行う自動車を特定する情報として登録・車両番号と車台番号やリサイクル料金の収納方法を資金管理人に対し、パソコンまたはFAX等により届出していただく（預託申請）ことが必要となり、関係者の方に行っていただくことになります（下図をご覧ください）。
- ・リサイクル料金が複数回預託されることを防止するため、ある事業者が預託申請した自動車については、一定期間、他の事業者からの預託申請はできない仕組みになります。

（3）料金収納

- ・リサイクル料金の収納方法は、以下のとおりです。



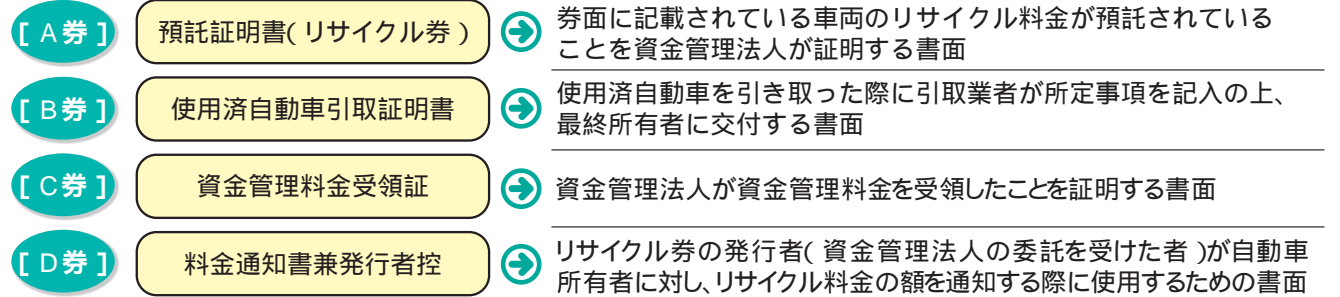
（4）リサイクル券の発行

リサイクル券の意義

- ・資金管理人は、リサイクル料金が預託された場合、それを証明する書面（法第74条に定める預託証明書）としてリサイクル券を発行することになっています。
- ・リサイクル券は、継続検査時等において預託証明窓口（資金管理人が委託する運輸支局等内または近傍の団体）に提示することが必要となる重要な書類であり、リサイクル料金を預託した自動車の所有者は、リサイクル券を自動車検査証などと共に適切に保管しておくことが必要になります。
- ・リサイクル券は、金券ではないことから換金はできません。また、リサイクル券には車台番号が記載されており、他の自動車への流用はできません。
- ・リサイクル料金が預託済みでリサイクル券が存在する自動車を譲渡した場合は、次の所有者へ自動車と共にリサイクル券も引き渡す必要があります。その際、次の所有者からは車両部分の価値とリサイクル料金（資金管理料金部分を除く預託金）を含んだ中古車売買代金を受領することになります。

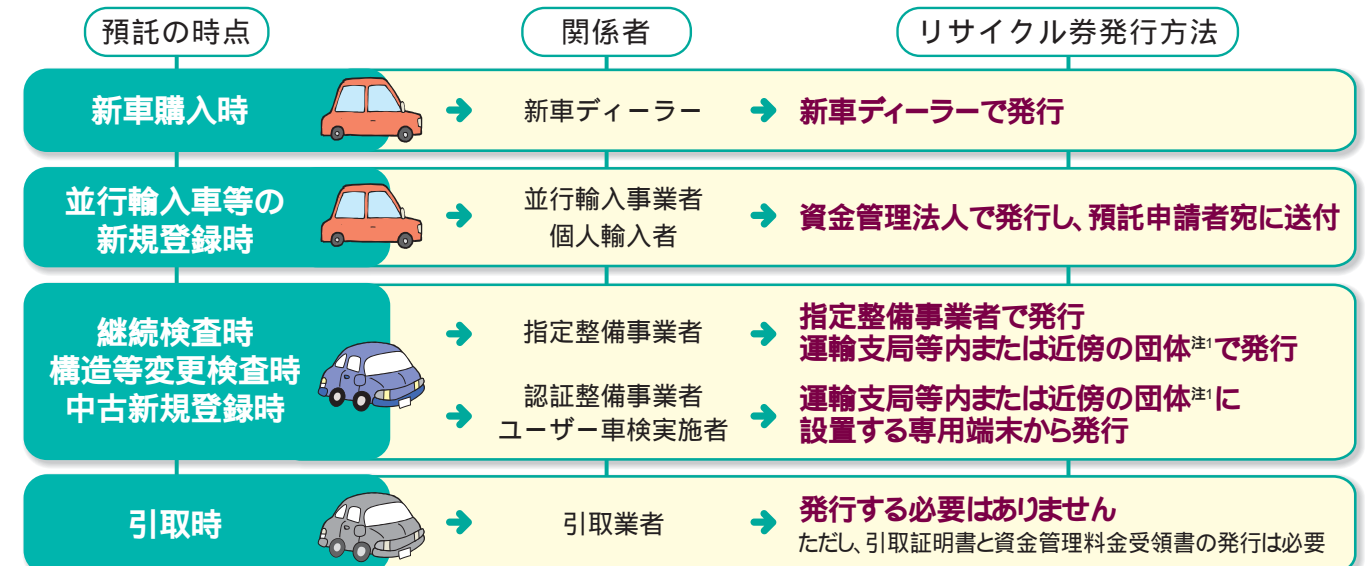
リサイクル券の構成、内容

- ・リサイクル券は、次の4種類があります。
 → ①新車用、②継続検査用(運輸支局等団体の専用端末用)、③継続検査用(指定整備事業者用)、④再発行用
- ・①②③のリサイクル券は[A券]～[D券]で構成されています。
 ④のリサイクル券は[A券]と[B券]のみで構成されます。
- ・リサイクル券の右上には、用紙ごとに一連番号が記載され、発行場所ごとの発行枚数等が管理できるようになっています。



リサイクル券の発行方法

- ・リサイクル券は、預託の時点に応じて、以下の方法で発行することになります。



注1 発行先の団体は別途案内予定

リサイクル券（イメージ）

- 指定整備事業者が発行するリサイクル券のイメージは、以下のとおりです。
- 発行に必要な専用用紙（A4サイズ）は、資金管理人 [(財)自動車リサイクル促進センター] から無償で支給いたします。
- 専用用紙の追加注文は、インターネット経由で発注（無償）していただきます（詳細は別途案内予定）。

<p>[A券] 預託証明書 (リサイクル券)</p> <p>XXXXXX</p>	
<p>リサイクル券番号 XXXX-XXXX-XXXX</p> <p>車台番号 -XXXXXXXXXX</p> <p>車名</p>	<p>シレッダーダスト料金 ¥</p> <p>エアバック類料金 ¥</p> <p>フロン類料金 *****</p> <p>情報管理料金 ¥</p> <p>預託金額合計 ¥</p>
<p>財団法人 自動車リサイクル促進センター</p> <p>2005年1月8日発行</p> <p>事務処理番号: 1-1234567890<4S></p>	
<p>本券(A券)は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。</p>	
<p><使用済自動車引渡時、引取業者切離し></p>	
<p>[B券] 使用済自動車引取証明書</p> <p>XXXXXX</p>	
<p>リサイクル券番号 (移動報告番号) XXXX-XXXX-XXXX</p> <p>車台番号 -XXXXXXXXXX</p> <p>車名</p> <p>預託金額 ¥ (消費税込み)</p>	<p>引取日: 年 月 日</p> <p>引渡者 氏名・名称</p> <p>引取業者 登録番号</p> <p>氏名・名称 印</p> <p>事業所名称</p> <p>所在地</p> <p>TEL</p>
<p>本券(B券)は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。</p>	
<p><受領証(C券)利用時切離し></p>	
<p>[C券] 資金管理料金受領証</p> <p>XXXXXX</p>	
<p>リサイクル券番号 XXXX-XXXX-XXXX</p> <p>車台番号 -XXXXXXXXXX</p> <p>車名</p>	<p>受領金額 ¥ (消費税込み)</p> <p>財団法人 自動車リサイクル促進センター</p> <p>2005年1月8日発行</p> <p>事務処理番号: 1-1234567890<4S></p>
<p>[D券] 料金通知書兼発行者控</p> <p>XXXXXX</p>	
<p>リサイクル券番号 XXXX-XXXX-XXXX</p> <p>車台番号 -XXXXXXXXXX</p> <p>車名</p>	<p>支払金額合計 ¥</p> <p>シレッダーダスト料金 ¥</p> <p>エアバック類料金 ¥</p> <p>フロン類料金 *****</p> <p>情報管理料金 ¥</p> <p>資金管理料金 ¥</p>
<p>財団法人 自動車リサイクル促進センター</p> <p>2005年1月8日発行</p>	

注) 上記内容は変更される場合があります

リサイクル券番号は、資金管理人が発行する預託金の管理を行う上での、自動車1台ごとの管理番号で、使用済自動車となった時は、マニフェストの移動報告番号としても用いられます。

料金欄には、現在預託されている金額が表示されます。*****と表示されているものは、預託されていない装備であることを示します。

事務処理番号末尾の<>内は、架装物区分(下表数字)とサイドエアバッグの有無(有りの場合、Sを表示)を示します。

- 架装物区分
- 1 架装物はリサイクル料金に含まれる
 - 2 架装物の一部はリサイクル料金に含まれる
 - 3 架装物はリサイクル料金に含まれない
 - 4 架装物がリサイクル料金に含まれていないかどうか不明

リサイクル券を自動車所有者に交付する際は、[D券] を切り離す必要がありますが、事業者の皆様の利便性を考慮し、ミン目を入れておきます。

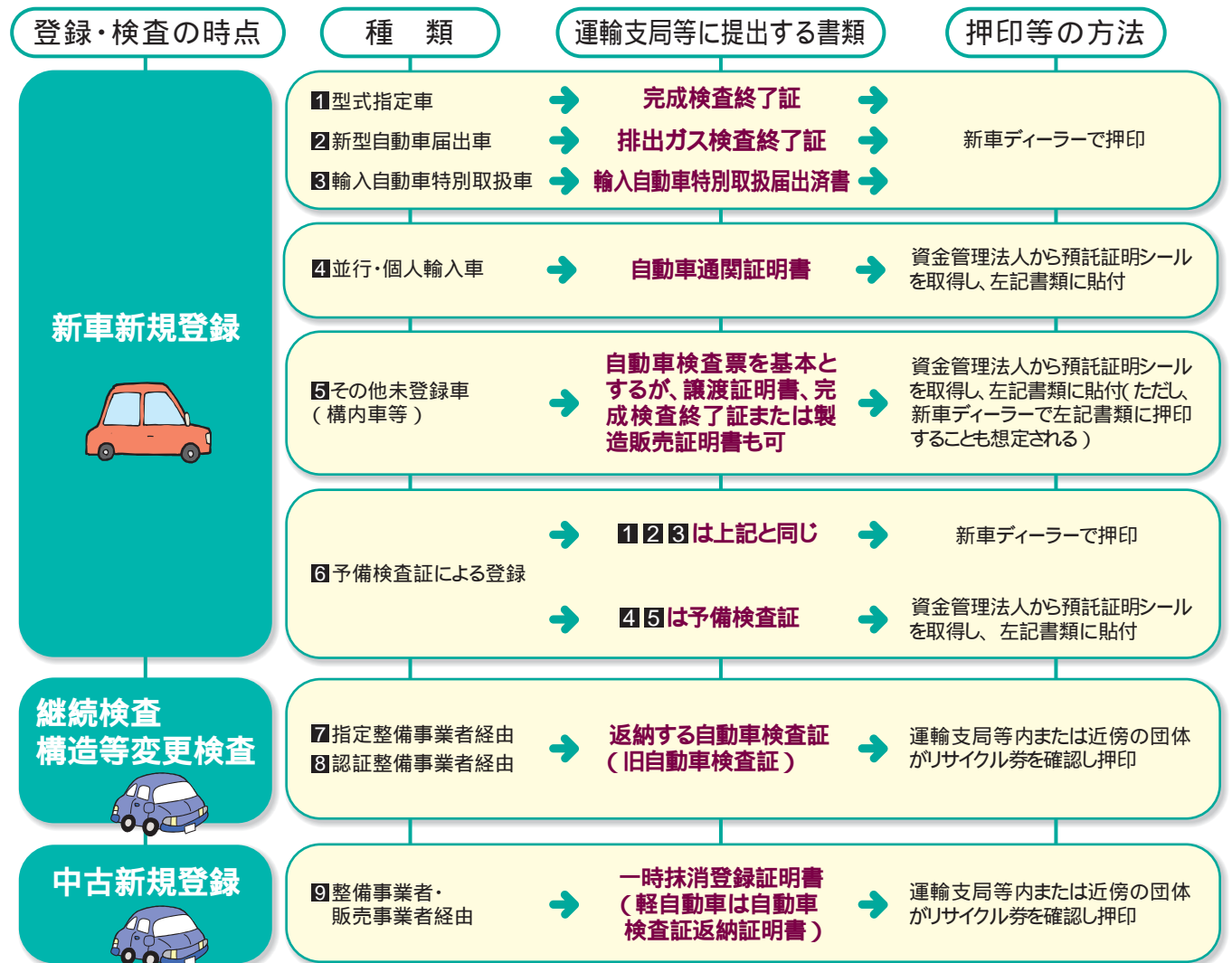
(5) 預託証明

概要

- 自動車リサイクル法では、新車新規登録・検査、継続検査、構造等変更検査、中古新規登録・検査を受けようとする際は、資金管理人が発行する預託証明書を運輸支局等に提示することでリサイクル料金が預託されていることを証明しなければ、登録・検査が受けられない制度になっています（継続検査、構造等変更検査、中古新規登録・検査時については2008年1月31日までの3年間の時限措置）
- 実務としては、運輸支局等による預託確認実務を円滑なものとするために、リサイクル券の存在を確認した上で所定の書類（登録・検査に必要な既存の書類）にリサイクル料金預託済みである旨の押印^{※1}を行い、その押印がなされた書類を国土交通大臣等に提示することで「預託証明書 = リサイクル券」が提示されたとみなす、とされています。並行輸入車等は、所定の書類に預託証明シール（預託済みであることを証明するシール）を貼付。

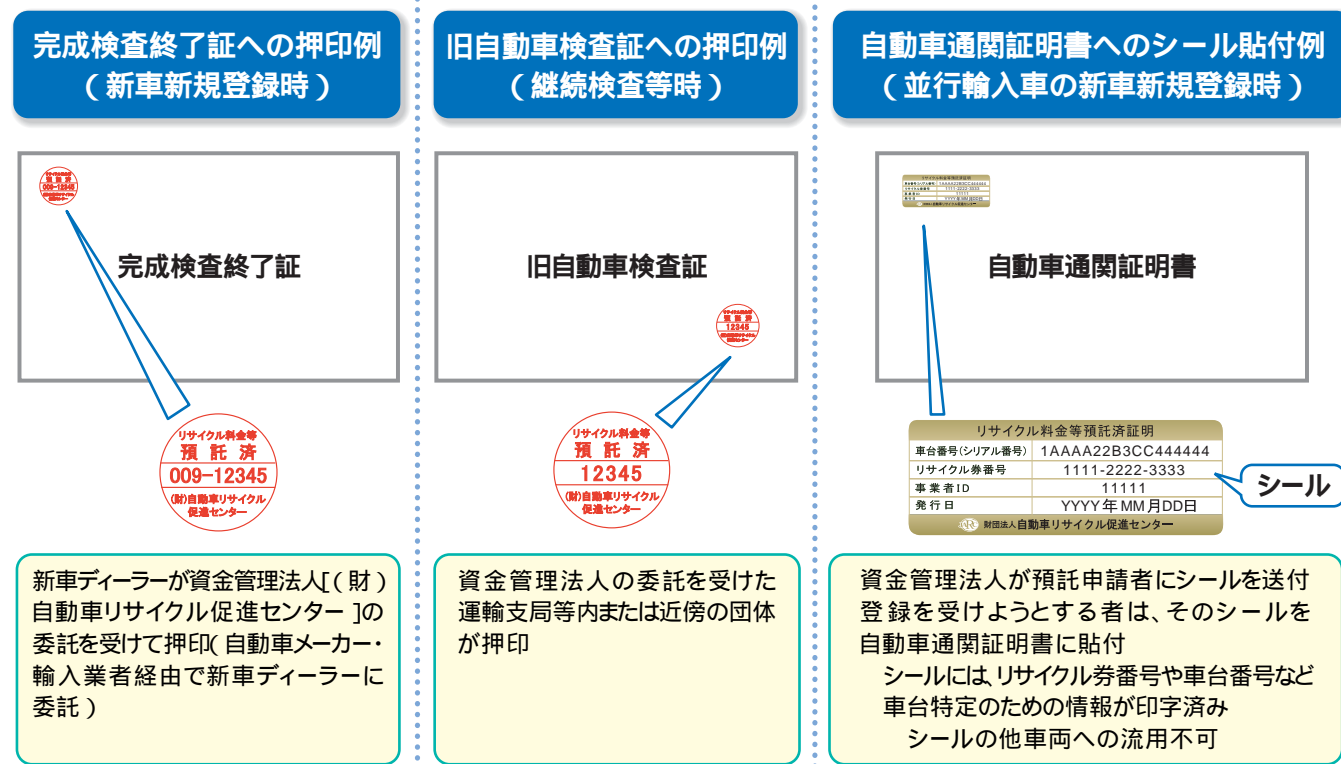
注1 押印実務については資金管理人が新車ディーラー（自動車メーカー・輸入業者経由で委託）運輸支局等内または近隣の団体へ委託

預託証明のための書類



現在、国で検討が進められている自動車保有関係手続きのワンストップサービス開始後は、新車新規登録・検査の際は、自動車メーカー・輸入業者が完成検査終了証情報等を国土交通大臣等に電子的に送信する際にあわせて、預託保証済み情報も送信し、この情報を国土交通大臣等が確認する仕組みとする方向で検討中

押印ならびに預託証明シールのイメージ



3. リサイクル料金の会計上の取扱い

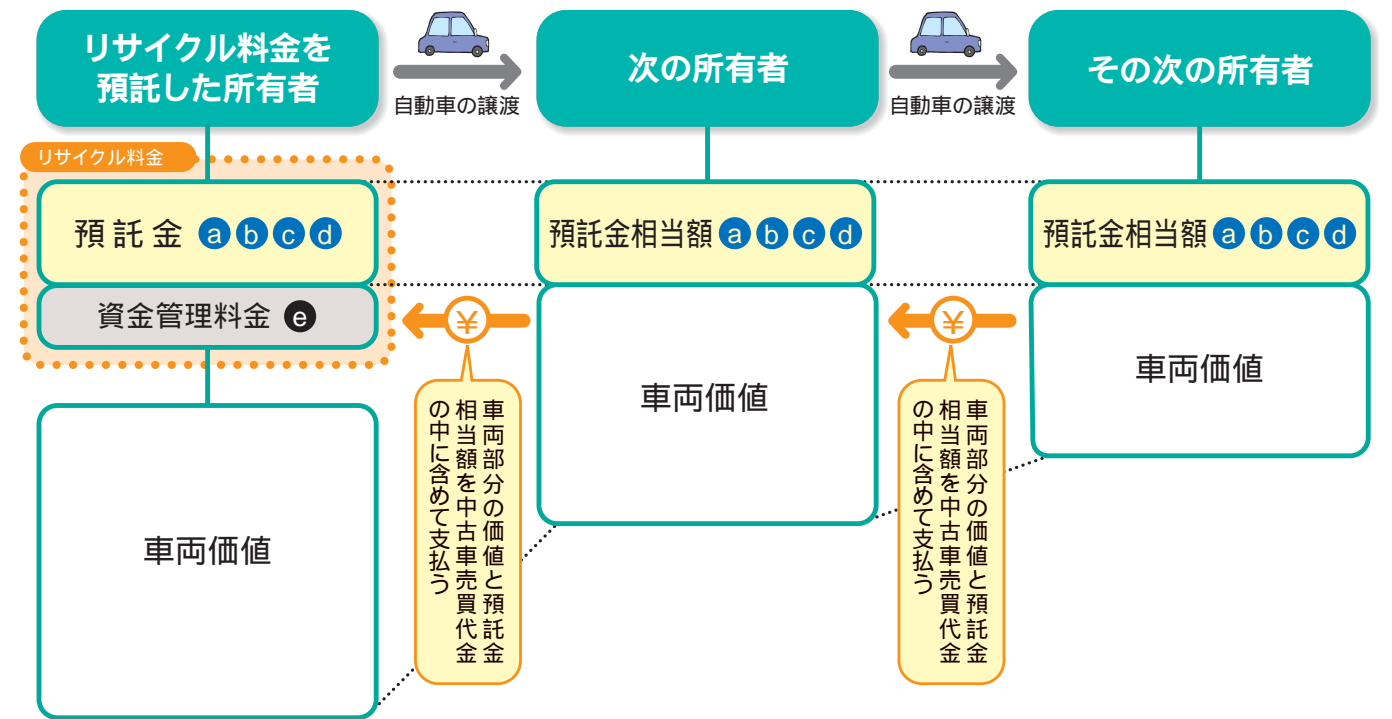
(1) 新車購入時、継続検査時、構造等変更検査および中古新規登録・検査時に預託した際の扱い

- リサイクル料金のうち、**a**シュレッダーダスト料金 **b**エアバッグ類料金 **c**フロン類料金 **d**情報管理料金は、資金管理人に預託された「自動車所有者の資産」として位置付けられますので、預託者が法人または事業者であって会計処理を行う場合は、資産勘定に計上してください(費用として処理することはできません)。
- e**資金管理料金は、資金管理人の資金管理に関する手数料であり、資金管理人において、入金された後すぐに費消されるため、預託金として資産勘定に計上するのではなく、支払った時点で費用処理してください。
- 販売・整備事業者が自動車所有者から預託金を一定期間預かる場合は、会計上の「仮受金」または「預り金」となります。
「仮受金」または「預り金」として計上する際は、預託金 (**a b c d**) だけではなく資金管理料金 (**e**) も含めた全体の額で処理してください

(2) 中古車売買時の扱い

- リサイクル料金預託済みの自動車を譲渡する際は、自動車の譲渡に伴い、新所有者がリサイクル料金を預託したものとみなされることになっています。(法第77条)
- リサイクル料金預託済みの自動車の譲渡を受けた新所有者が譲渡した旧所有者に対し、車両部分の価値としての金額に加え、預託金相当額を中古車売買代金の中に含めて支払うこととなります。また、新所有者がさらに次の所有者にその自動車を譲渡した場合も同様になります。したがって、購入時と譲渡時では、同額の預託金相当額を支払い、受け取っているため課税所得が生じません。
- 預託金相当額の授受については、消費税上の非課税取引になります。このため、車両価値金額と預託金相当額について会計処理を行う場合は、別々に会計処理をしてください(新所有者は預託金相当額を資産計上し、旧所有者は資産勘定に計上されていた預託金相当額を現金に振り替える)

中古車売買時の車両価値とリサイクル料金の関係



(3) 引取業者への使用済自動車引渡し時の扱い

- 自動車所有者のうち最終所有者は、使用済自動車を引取業者に引き渡した時点で、預託金相当額の費用処理を行うことができます。
- 使用済自動車の引渡し時にリサイクル料金を支払った場合は、支払った時点ですべての料金について費用処理を行うことができます。
使用済自動車引渡し時にエアバッグ類料金やフロン類料金の追加預託を行った場合には、その預託に合わせて、改めて再度資金管理料金の負担も必要となることに注意してください
- 引取業者の場合においても、最終所有者からリサイクル料金を一定期間預かる場合は、会計上の「仮受金」または「預り金」として計上してください。
「仮受金」または「預り金」として計上する際は、預託金だけではなく、資金管理料金も含めた全体の額で処理してください

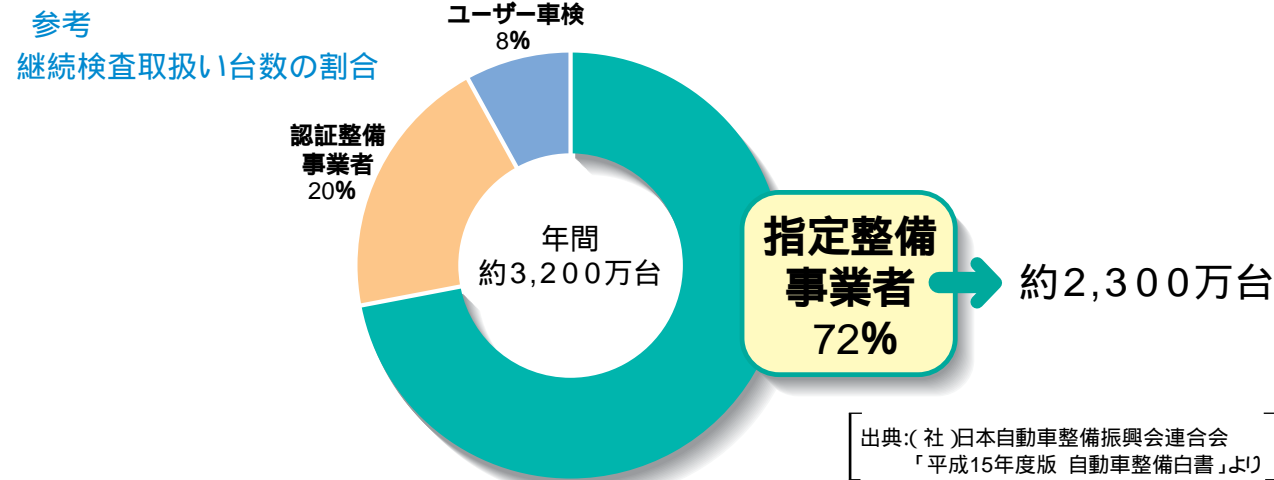
リサイクル料金項目	科目	会計上の扱い
a シュレッダーダスト料金	預託金	使用済自動車の引渡しまで自動車所有者の資産 (金銭資産のため消費税は非課税) 使用済自動車として引取業者に引き渡した時点で、最終所有者が費用処理を実施
b エアバッグ類料金		
c フロン類料金		
d 情報管理料金		
e 資金管理料金	費用	支払った時点で費用処理を実施

第3章 指定整備事業者における具体的な実務

1. 継続検査時の実務についての考え方

(1) 実務構築の背景

- 自動車リサイクル法がスタートする際の既販車については、継続検査等（継続検査、構造等変更検査または中古新規登録・検査）を受ける前に、リサイクル料金の預託が必要です。
- 国土交通大臣等（運輸支局等）が、リサイクル料金の預託有無を確認（預託確認）し、預託されていない場合、継続検査等が受けられないこととなります（2005年2月1日から3年間の時限措置）。
- 預託確認は時限措置であることから、必要以上のコストを要した体制を準備することは非効率であり、また、そのコストは資金管理料金として自動車所有者の負担になることから、可能な限り低コストな体制整備が必要となりました。
- リサイクル料金は自動車ごとに異なり得るため、「自動車フロン券」のように一律料金を金融機関やコンビニエンスストアに払い込む仕組みとすることも困難です。
- 指定整備事業者については、その取扱台数が多いことから、指定整備事業者においてリサイクル料金の預託に関する実務が行われない場合、運輸支局等に過剰集中することによる業務混雑など大きな混乱が生じることも想定されます。
- 既販車のリサイクル料金の預託を円滑に行うためには、指定整備事業者のご協力が必要不可欠となります。



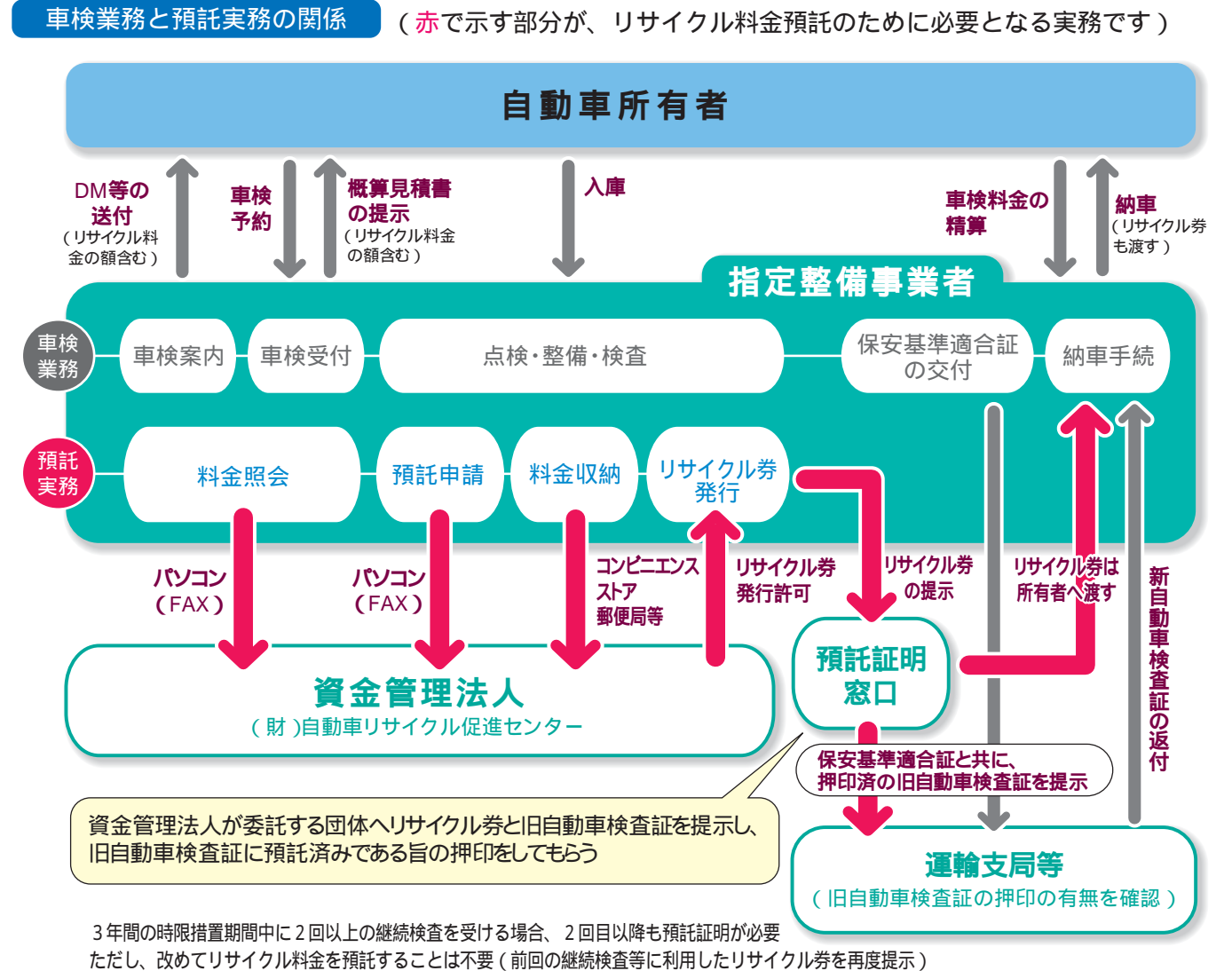
資金管理人〔(財)自動車リサイクル促進センター〕では、原則としてパソコン等からインターネットで資金管理システムに接続し、預託に関する一連の実務を簡便に行っていただく仕組みを用意しますので、リサイクル料金の預託に関する実務を行っていただきますようお願いいたします。

(2) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録およびリサイクル料金収納等契約の締結

- リサイクル料金の預託に関する実務を行っていただく指定整備事業者は、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要となります。また、事業者登録をすることにより、継続検査時等リサイクル料金収納等契約を資金管理人と締結したことになります。
- 自動車リサイクルシステムへの登録が完了した後、預託実務を行っていただく際に必要となる事業所コードとパスワードが送付され、自動車リサイクルシステムを利用した実務が可能となります。
- ▶自動車リサイクルシステムへの登録方法等は、62～63ページをご覧ください
- リサイクル料金の預託に関する実務は、資金管理人から委託されることになり、手数料が支払われます。

2. 指定整備事業者の実務の流れ

- ユーザーへの車検案内～見積り～車両入庫～点検・整備・検査といった一連の「車検業務」と、料金の照会～リサイクル券の発行(ユーザーへの引渡し)までの一連の預託実務は、概ね下図のとおりと考えられます。



料金照会

- 車検案内や見積書提示を行う場合には、登録・車両番号および車台番号により、リサイクル料金の額を照会していただくことが可能です。
- パソコンでの照会は、1台ごと照会、または複数台数まとめて照会、の2種類があります。FAXでの照会は、専用のOCRシートを利用します。

預託申請

- リサイクル料金の預託を行う場合、まず資金管理人へ預託申請の手続きを行い、預託の意志表示を行っていただきます。
- パソコンでの申請は、1台ごと申請、または複数台数まとめて申請の、2種類があります。FAXでの申請は、専用のOCRシートを利用します。
- 預託申請をした車両は、申請日から一定期間内(収納方法により異なる)にリサイクル料金の預託が必要となります。ある事業者が預託申請した自動車については、申請期間中は、他の事業者からの預託申請はできない仕組みとなります。
- 預託申請の実務は、資金管理人から指定整備事業者へ委託することになります。

料金収納

- ・ 預託申請後のリサイクル料金の収納方法については次の3種類があります。
 - ➡ ① コンビニエンスストアの利用、② 郵便局口座振替、③ 金融機関口座引落し
- ・ 自動車リサイクルシステムへの登録は、上記の①および②を併用するAタイプと、③のみのBタイプの2タイプに分類されます。

リサイクル券発行

- ・ 資金管理人 [(財)自動車リサイクル促進センター] がリサイクル料金の収納を確認 (預託済み) した後、リサイクル券の発行が可能となります。
- ・ リサイクル券の発行方法については次の3種類があります。
 - ➡ ① 指定整備事業者の各事業所が発行、② 運輸支局等内または近隣の団体で発行、③ 複数事業所分を本社等でまとめて発行
- ・ 上記の①および③の場合は、リサイクル券の印刷基準を満たすレーザープリンターまたはインクジェットプリンターが必要になります。
 - ②の場合は、指定整備事業者が日頃利用する運輸支局等内または近隣の団体でリサイクル券を受け取ることができます。ただし、受取先の運輸支局等内または近隣の団体については、登録車と軽自動車ごとに事前に登録申請していただくことが必要です (発行先の団体は別途案内予定)。
- ・ リサイクル券の発行は、資金管理人から指定整備事業者 (運輸支局等内または近隣の団体で発行する場合、その運輸支局等内または近隣の団体) に委託することになります。

事業者の実態に合わせた預託方法

- ・ 指定整備事業者の様々な状況を考慮し、預託実務を複数のタイプに分類し、準備しています。下表の中から各事業者の実情に合ったタイプを選択してください。
- ・ 選択にあたり、次の3つの方法について各事業者の条件を確認してください。
 - 収納方法：Bタイプを選択する場合は、指定整備による継続検査の台数規模が一定以上であることが条件となります。
 - 預託申請方法：パソコン利用かFAX利用のいずれかを選択してください。Bタイプの場合は、パソコン利用のみです。
 - リサイクル券発行方法：リサイクル券の発行方法を選択してください。

	収納方法	預託申請方法	リサイクル券発行方法	タイプ	解説ページ
Aタイプ 26ページ~ ご覧ください	コンビニエンスストア	パソコン	各事業所で1枚ずつ発行	A1	30ページ
			車検場関係団体等で発行	A2	33ページ
	郵便局 口座振替	FAX	車検場関係団体等で発行	A3	34ページ
Bタイプ 35ページ~ ご覧ください	金融機関 口座引落し	パソコン	各事業所で1枚ずつ発行	B1	36ページ
			事業所が本社等へ発行を依頼	B2	37ページ
			各事業所で大量(一括)発行	B3	39ページ

3. 具体的な預託実務の流れ

パソコンの利用条件

- ・ 確実な預託実務を行っていただくために、以下の表を参考にパソコンの利用環境を整えてください。

項目	基準		
	A1・A2・B1・B2	B2における本社等・B3	
ハードウェア	ハードディスク容量	1.0GB以上を推奨	2.0GB以上を推奨
	メモリー	128MB以上を推奨	256MB以上を推奨
ソフトウェア	OS	マイクロソフト社 ウィンドウズ98以上 (2000以上を推奨)	マイクロソフト社 ウィンドウズ98以上 (2000以上を推奨)
	インターネット閲覧ソフト (ブラウザ)	マイクロソフト社インターネット エクスプローラ5.01以上 (5.5以上を推奨)	マイクロソフト社インターネット エクスプローラ5.01以上 (5.5以上を推奨)
	文書閲覧ソフト	アドビ社 アcroバトリーダ-4.0以上	アドビ社 アcroバトリーダ-4.0以上

- ・ リサイクル券印刷用のデータは、資金管理人よりPDF形式^{注1}で提供されるため、文書閲覧ソフトが必要になります。文書閲覧ソフトのアドビリーダー (アドビリーダー) は、アドビ社ホームページ (<http://www.adobe.co.jp>) よりダウンロード (無料) し、ご利用ください。

注1 PDF: Portable Document Format (ポータブル・ドキュメント・フォーマット) の略で、アドビ社が開発した文書閲覧用のファイル形式です。コンピューター画面上でシステムの違い (使用OSの違い、使用フォントの違い) などに影響されず同一の文書表示を可能にします。

インターネット接続環境

- ・ 預託実務では相互にデータの送受信がなされますので、ADSL等の常時接続を推奨いたします。

プリンターの利用条件

- ・ 指定整備事業者自身でリサイクル券を発行していただく場合は、リサイクル券の印刷基準を満たすレーザープリンターまたはインクジェットプリンターが必要になります。
- ・ リサイクル券印刷用の専用用紙 (A4サイズ) も必要となりますが、資金管理人から無償で支給いたします。なお、専用用紙は、厳重な保管・管理をお願いします。

項目	基準
解像度	600dpi以上
用紙	A4サイズに対応
印刷範囲	用紙の縁から6.35mmまで印刷可能

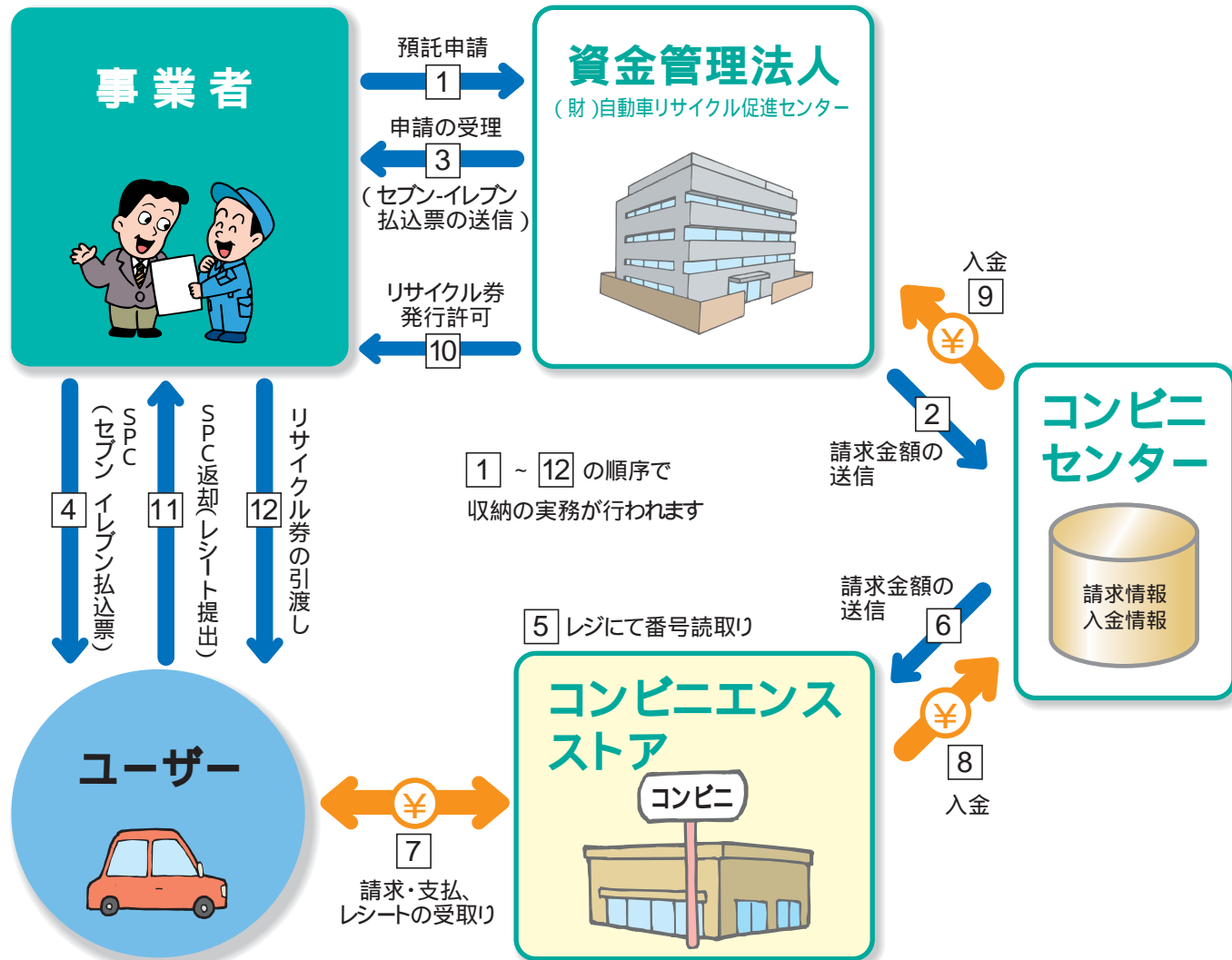
Aタイプ

コンビニエンスストア、郵便局口座振替を利用する場合

(1) コンビニエンスストアでの収納概要

- ・コンビニエンスストアでのリサイクル料金の支払い方法については、次の2種類があります。
 - ▶ **スマートピットカード（SPC）利用方式、セブン-イレブン方式**
- ・コンビニエンスストアでのお支払いの場合は、ユーザーにスマートピットカード（SPC）またはセブン-イレブン払込票をお渡しし、お支払いいただくことが可能です。この場合、指定整備事業者がリサイクル料金をユーザーから預かり支払うことやリサイクル料金の立替払いは不要となります。スマートピットカード（SPC）は各事業所あたり20枚無償で配布します。
- ・預託申請の際に入力していただくSPC番号（セブン-イレブン方式においては払込票番号を資金管理人〔（財）自動車リサイクル促進センター〕より通知）によって、コンビニエンスストアの店頭で収納金額を確認しますので、金額間違い等の心配はありません。
- ・コンビニエンスストアでのリサイクル料金収納後、最大30分以内で「預託済み」であることが確認されるため、すみやかなリサイクル券の発行許可が行われます。ただし、料金収納を行った場合でも、資金管理システム稼働時間（7時～20時）外はリサイクル券の発行はできません。

コンビニエンスストアを利用した収納の仕組み



スマートピットカード（SPC）利用方式

- ・スマートピットカード（SPC）利用方式の取扱い店舗は、次の6社です。
 - ▶ サークルK、サンクス、スリーエフ、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン
- ・資金管理人がお渡しするスマートピットカード（SPC）は、リサイクル料金の預託専用カードとなりますので、他の商品・サービス・その他公共料金等のお支払いにはご利用できません。専用カードは事業所あたり20枚無償で配布いたします。

スマートピットカードの見本



スマートピットカード利用のポイント

- ・スマートピットカード（SPC）は、1枚ずつに固有の番号（SPC番号）が印字されています。預託申請の際に入力していただいたSPC番号と車両のリサイクル料金情報が、1対1に対応します。この対応関係は、預託申請日を含めて15日間有効です。有効期間を過ぎると、改めて預託申請の手続きをしていただくことになりますので、ご注意ください。
- ・預託申請でSPC番号の入力後、そのスマートピットカード（SPC）をコンビニエンスストアのレジに提示すると、バーコードを読み取ることでSPC番号を認識し、リサイクル料金がレジに表示されます。ユーザーに対し、金額を十分ご確認くださいの上、お支払いしていただくよう、ご案内してください。
- ・スマートピットカード（SPC）1枚に対し、リサイクル料金を支払う車両は1台になります。例えば2台分のリサイクル料金を一度に支払う場合は、それぞれの車両について預託申請を行い、別々のSPC番号を入力し、コンビニエンスストアには、それぞれのSPC番号のスマートピットカード（SPC）を2枚提示していただくことになります。
- ・スマートピットカード（SPC）をユーザーにお渡しする際に、カードの渡し間違いがないよう十分ご注意ください。ユーザーの実際の支払いを確認するために、コンビニエンスストアが発行したレシートをユーザーから必ず受け取り、指定整備事業者に提出するようお願いしてください。
- ・コンビニエンスストアでの支払いが済んだスマートピットカード（SPC）は、支払った車両とSPC番号の対応関係は解消されます。その後、スマートピットカード（SPC）は他の車両のリサイクル料金の支払いに利用可能となります。したがって、スマートピットカード（SPC）は、1枚で何度でもご使用になれますので、必ずユーザーから返却していただくください。

スマートピットカード（SPC）の使用中止と追加発注

- ・スマートピットカード（SPC）が自動車所有者から返却されない場合、長期使用による汚れや破損の場合、カードの使用中止を資金管理人に連絡してください。
- ・使用中止によりカードが不足しそうな場合、資金管理人に追加発注をしてください。2～3日でお送りします。
- ・使用中止、追加発注とも指定整備事業者の方がパソコンまたはFAX等で手続きいただきます。

セブン-イレブン方式

- セブン-イレブンの店舗に専用の払込票を提示して、リサイクル料金をお支払いいただく方式です。
- 26ページの図のうち「3 申請の受理」の際に、イメージデータ（PDFファイル）で払込票を送信しますので、印刷してユーザーに渡し、セブン-イレブンのレジにご提示いただくようご案内ください。

A3タイプの事業者の場合は、払込票は資金管理人〔（財）自動車リサイクル促進センター〕よりFAXで送信
 ・払込票をユーザーにお渡ししてリサイクル料金を支払っていただく場合、実際の支払いを確認するために、セブン-イレブンが発行したレシートをユーザーから必ず受け取り、指定整備事業者に提出するよう、お願いしてください。

セブン-イレブン 払込票のイメージ

リサイクル料金 セブン-イレブンでのお支払い

受付方法	前払い(現金支払い)
お客様名	様 ①
払込先名	(財)自動車リサイクル促進センター
払込票番号	1111-2222-33333
払込金額	00,000円
払込期限	2005年5月31日(火) ②

この番号を店員に提示する際に、「インターネット代金の支払い」とお伝えください。

リサイクル料金お支払いの流れ

- ① 最寄りのセブン-イレブンでこの払込票を提示してください。
- ② 払込金額として記載されている料金をお支払いください。
- ③ お支払い頂いた情報は(財)自動車リサイクル促進センターに通知されます。
- ④ レシートをこの払込票を発行した事業者に提出してください。
 車検時の場合は車検終了時にリサイクル券をお渡します。
 引取時のお支払いの場合は、使用済自動車引取証明書をお渡します。

リサイクル料金お支払い後の取消および返金は一切お受けできません。ご了承ください。

ご注意!(必ずお読みください)

- ・お支払いは上記払込期限日までに現金にてお願いいたします。(クレジットカード・プリペイドカードでのお支払いはできません)
- ・レシートは大切に保管してください。店舗において再発行はいたしません。
- ・払込期限を過ぎてレジでのお取扱いが不可能になった場合、セブン-イレブン店舗ではお金をお受けすることはできません。
- ・払込期限を過ぎた場合にはお取引についての責任を負うことができません。
- ・ご注文内容についてのお問合せや変更・取消・返品・返金等は、セブン-イレブン店舗ではお受けできません。
- ・ご不明な点がございましたら、下記連絡先にお問合せください。

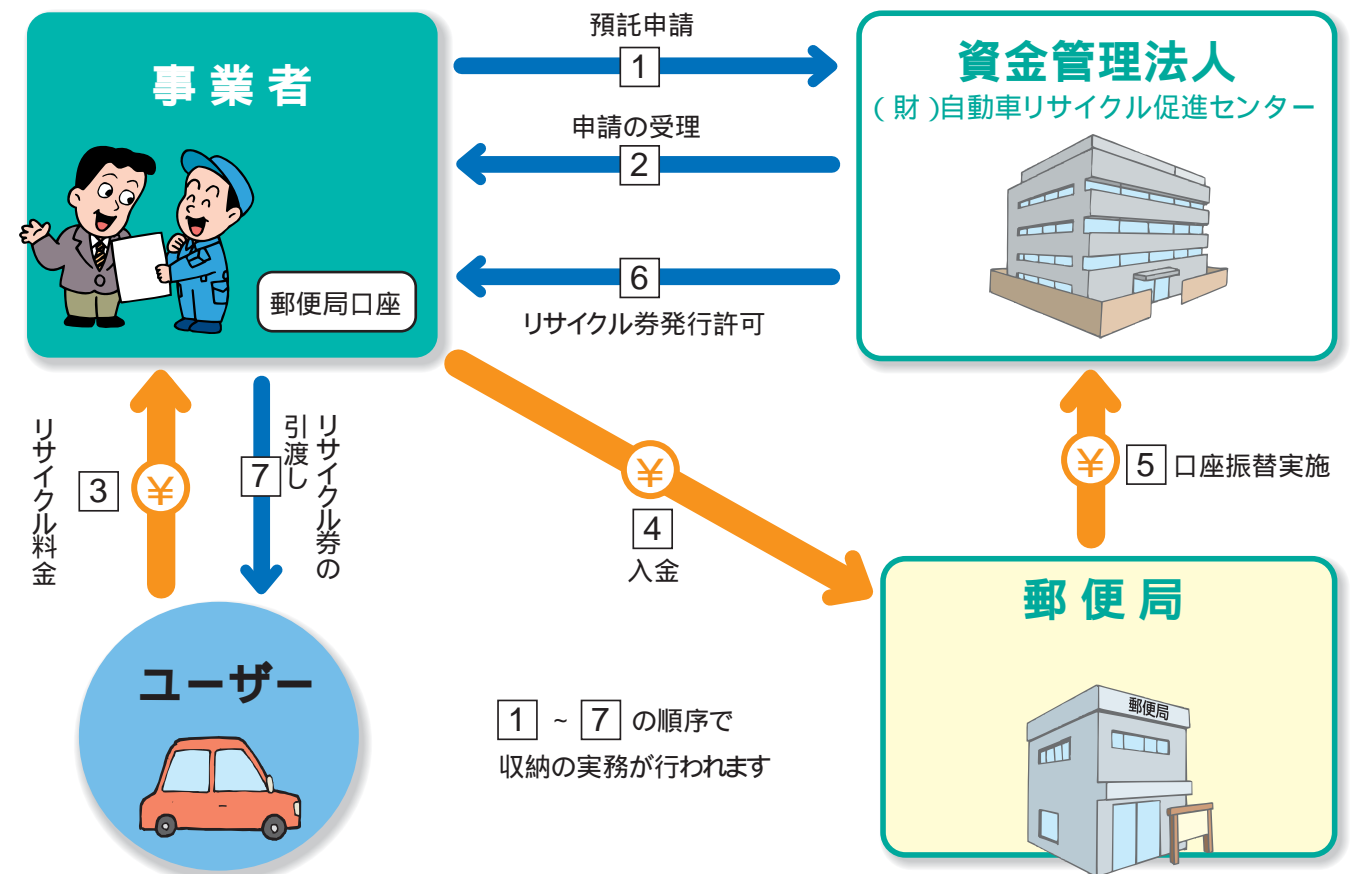
お客様用連絡先: (財)自動車リサイクル促進センター (連絡先 03-XXXX-XXXX)
 発行: (財)自動車リサイクル促進センター

注) 上記内容は変更される場合があります

(2) 郵便局口座振替による収納概要

- 指定整備事業者がユーザーからリサイクル料金を預かり、指定整備事業者の郵便局口座に入金していただくこと、預託申請日の3日後に口座振替が実施(=預託済み)され、その翌日にリサイクル券の発行が可能となります。
- 郵便局口座の残高不足の場合、口座振替ができず、同日振替予定すべての預託申請が無効となります。したがって、改めて預託申請手続きが必要となり、車検業務に支障が生じることもありますので、ご注意ください。
- 郵便局口座の残高には常に余裕をもっていただくようお願いいたします。口座残高に余裕があれば、預託申請ごとに郵便局窓口での入金を行っていただくことは不要となります。日々の振替結果(明細)を通知するサービスはありませんので、記帳してご確認ください。
- 17時を過ぎたタイミングでの預託申請は、翌営業日の扱いとなり、FAXでの預託申請は、その申請の確認に1時間程度時間がかかりますので、余裕をもって申請をしてください。

郵便局口座振替を利用した収納の仕組み



口座振替前の預託申請取消し

- 口座振替預託申請を取り消す場合は、パソコンまたはFAXを用いて預託申請の取消処理を行っていただくこととなります。取消処理のタイミングによっては、郵便局口座からいったん振替が実施されることがありますのでご注意ください。
- 預託申請を申請日の17時以降に取り消す場合、取り消した預託申請車両のリサイクル料金については、預託申請日の3日後にいったん指定整備事業者の郵便局口座から振替されます。
- 口座振替が行われた取消し分のリサイクル料金については、月末でとりまとめ翌月の初頭に返金いたします。
- 郵便局口座の残高不足等により振替実施ができない場合は、同日振替予定すべての預託申請が無効となりますのでご注意ください。口座振替後に預託申請の取消しは行えません。

A1タイプ

パソコンで1台ずつ預託申請し、リサイクル券を事業所で自ら発行する場合

(1) リサイクル料金の預託申請実務

資金管理システムへの接続(ログイン)

事業所コード
XXXXXX

パスワード

・継続検査時預託用の事業所コードとパスワードを入力し、資金管理法システムへログインします。パスワードは伏せ字で表示されます。
同一事業所で継続検査時預託実務に加えて、引取時預託実務、電子マニフェストを用いた移動報告を行う場合、事業所コード、パスワードはそれぞれの実務ごとに付与されますので、各実務ごとに使い分けてください

メニューの選択

1 料金照会

2 **預託申請**

3 リサイクル券発行

・メニュー画面で「2 預託申請」を選択します。

車両の検索

1 登録番号 / 車両番号

車台区分	登録自動車	軽自動車
登録番号 / 支局名 / 車両番号	品川	500
かな	き	1234
一連指定番号		

2 車台番号

車台番号	車台番号の下4桁	9999
職権打刻の全桁		

検索

・メニュー選択画面で「預託申請」を選択すると車両を特定するための画面が出ます。
・車台区分を選択し、登録・車両番号を入力してください。
・車台番号の下4桁を入力してください。
職権打刻の場合、入力するのは全桁
・「検索」をクリックすると下の画面のように当該車両の預託金の有無、リサイクル料金の額が画面に表示されます。

車両検索結果と収納方法の選択

1 車両情報

車台番号	999999	車台区分	登録自動車
登録番号 / 車両番号	品川500き1234	リサイクル券番号	0000-1111-2222

2 料金情報

	標準装備料金
シュレッダーダスト料金	¥00,000
エアバッグ類料金	¥ 0,000
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥ 0,000
資金管理料金	¥ 0,000
合計	¥00,000

3 収納方法

収納方法
郵便局
SPC
セブンイレブン

SPC番号 111111111111

次へ

・当該車両のリサイクル料金が未預託だった場合、継続検査時までに預託が必要な金額が「標準装備料金」欄に品目別に表示されます。
・リサイクル料金が設定されていない品目については「標準装備料金」欄に「*****」で表示されます。これについては継続検査時に預託していただく必要はありません。

・引き続き、収納方法を選択してください。
・収納方法は、スマートビットカード(SPC)利用方式、セブンイレブン方式、郵便局口座振替方式の中から選択可能です。
スマートビットカード(SPC)で収納する場合は、SPC番号の選択が必要。選択の際は、事業者に配布されたスマートビットカード(SPC)の番号が一覧で表示
・「次へ」をクリックしていただくと預託申請用の画面に移ります。
車両情報、収納方法に間違いがないことを確認してください

SPC収納を選択した場合

1 車両情報

車台番号	999999	車台区分	登録自動車
登録番号 / 車両番号	品川500き1234	リサイクル券番号	0000-1111-2222

2 料金情報

	標準装備料金
シュレッダーダスト料金	¥00,000
エアバッグ類料金	¥ 0,000
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥ 0,000
資金管理料金	¥ 0,000
合計	¥00,000

3 収納方法

SPC番号 111111111111

申請

・SPC収納の場合は、選択したSPC番号が表示されます。「申請」をクリックすると、下記ダイアログが表示されます。「OK」をクリックすると預託申請が受理されます。



・料金は預託申請受理後15日以内にお支払いください。
・コンビニエンスストアでお支払いいただいていた場合、直ちに預託済みとなり、リサイクル券の発行が可能になります。

セブンイレブン収納を選択した場合

1 車両情報

車台番号	999999	車台区分	登録自動車
登録番号 / 車両番号	品川500き1234	リサイクル券番号	0000-1111-2222

2 料金情報

	標準装備料金
シュレッダーダスト料金	¥00,000
エアバッグ類料金	¥ 0,000
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥ 0,000
資金管理料金	¥ 0,000
合計	¥00,000

払込票

申請

・セブンイレブン収納の場合は「申請」をクリックすると、下記ダイアログが表示されます。「OK」をクリックすると預託申請が受理されます。



・預託申請が受理されると、払込票の印刷が可能になります。払込票を印刷し、預託申請受理後15日以内に料金をお支払いください。
・セブンイレブンでお支払いいただいていた場合、15分程度で預託済みとなり、リサイクル券の発行が可能になります。

郵便局収納を選択した場合

1 車両情報

車台番号	999999	車台区分	登録自動車
登録番号 / 車両番号	品川500き1234	リサイクル券番号	0000-1111-2222

2 料金情報

	標準装備料金
シュレッダーダスト料金	¥00,000
エアバッグ類料金	¥ 0,000
フロン類料金	*****
情報管理料金	¥ 0,000
資金管理料金	¥ 0,000
合計	¥00,000

3 口座情報

金融機関番号	1111
通常貯金記号	22222
通常貯金番号	33333333
払込元氏名	

申請

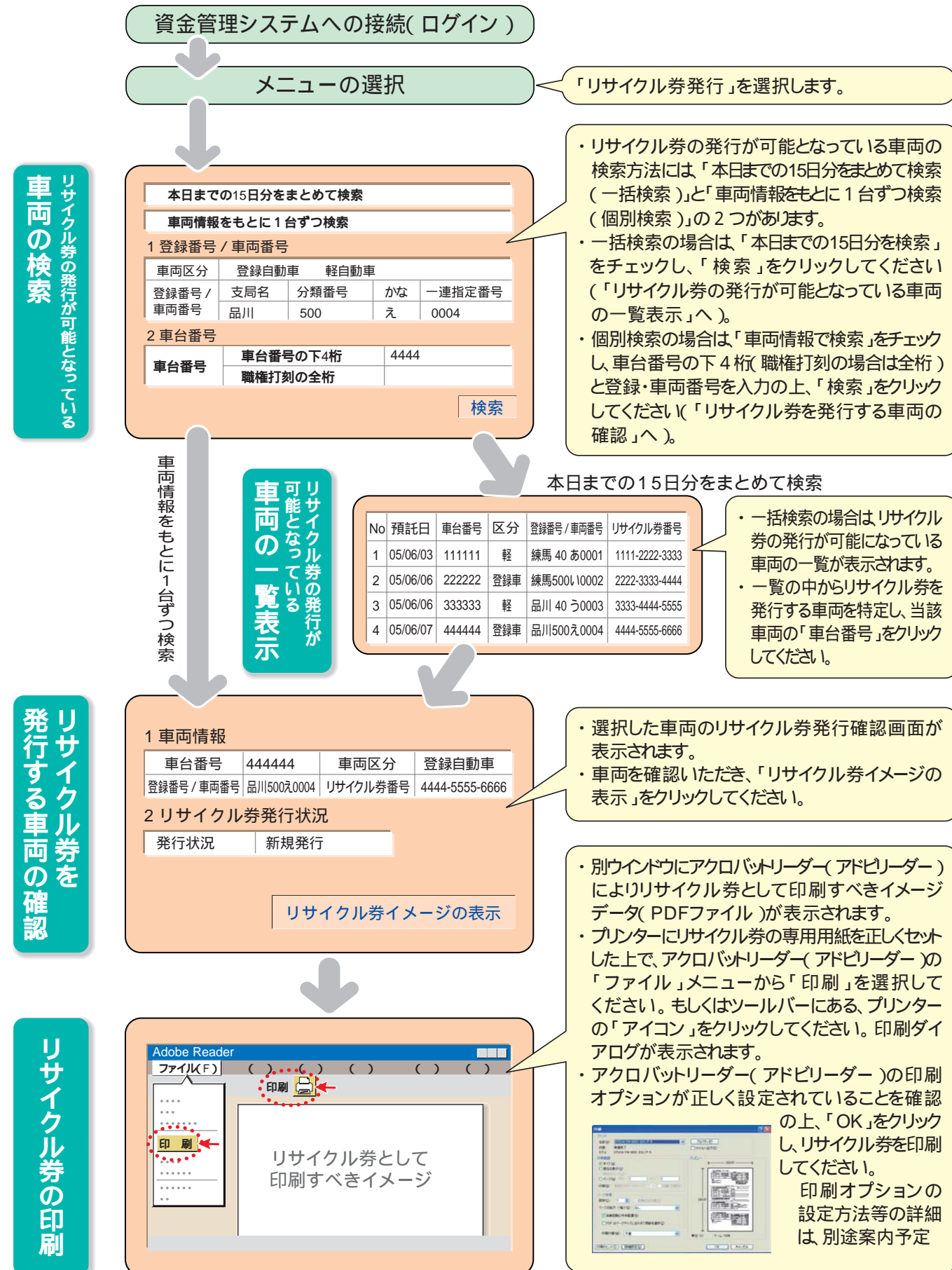
・郵便局収納の場合は、口座情報が表示されます。「申請」をクリックすると、下記ダイアログが表示されます。「OK」をクリックすると預託申請が受理されます。



・預託申請が受理されると、振替予定日が表示されます。口座の残高が十分なることを振替予定日の前日までに確認してください。
・申請日から4日後に預託済みとなり、リサイクル券の発行が可能になります。
・17時を過ぎて預託申請した場合は、翌営業日の扱いとなります。

(2) リサイクル券の発行実務

・A1タイプ事業者のリサイクル券発行実務は、リサイクル料金が預託済みであることを確認した後に行います。



A2タイプ

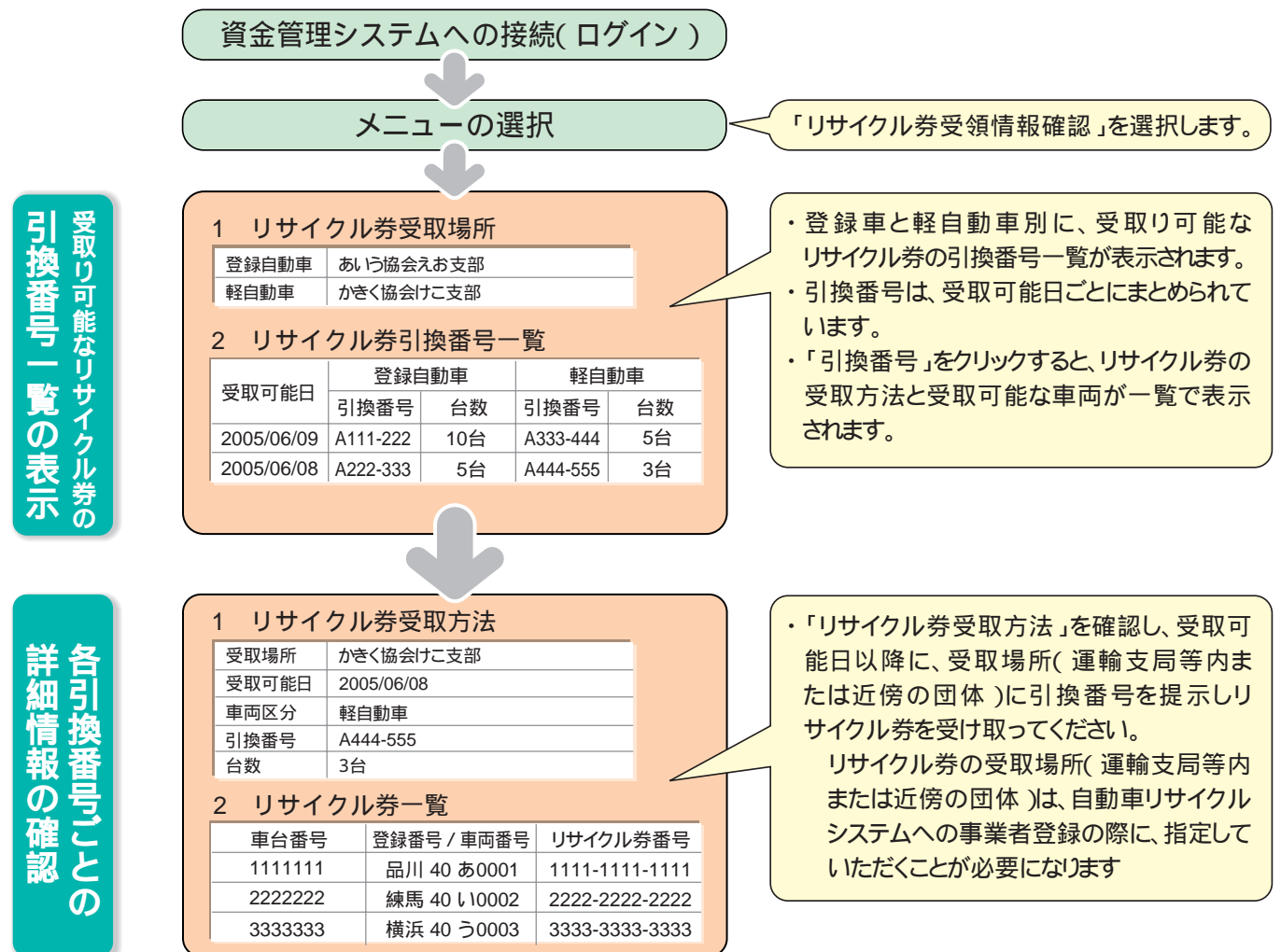
パソコンで1台ずつ預託申請し、リサイクル券の発行を運輸支局等内または近隣の団体へ依頼する場合

(1) リサイクル料金の預託申請実務とリサイクル券の発行依頼実務

- ・A2タイプ事業者は、リサイクル料金の預託申請実務については、A1タイプ事業者と全く同じです(30ページをご覧ください)。
- ・運輸支局等内または近隣の団体へのリサイクル券の発行依頼もA1タイプ事業者と基本的に同様の実務ですが、「リサイクル券の発行を依頼する車両の確認」までを行っていただき、運輸支局等内または近隣の団体でリサイクル券を受け取っていただきます。
- ・A1タイプ事業者の「リサイクル券を発行する車両の確認」画面における「リサイクル券イメージの表示」ボタンが「リサイクル券の発行依頼」となっていますので、これをクリックしてください(32ページをご覧ください)。

(2) リサイクル券引換番号の確認(発行依頼を行った日の翌日以降)

- ・発行依頼を行ったリサイクル券を運輸支局等内または近隣の団体で受け取るためには、運輸支局等内または近隣の団体にリサイクル券引換番号を提示することが必要ですので、以下の実務によりリサイクル券引換番号を確認し、運輸支局等内または近隣の団体に提示してください。
- ・リサイクル券引換番号は、発行依頼を行った翌日に確認することが可能となりますが、リサイクル券の受取りは運輸支局等内または近隣の団体の営業日となりますので、ご注意ください。また、受け取りは15日以内ですのでご注意ください。



A3タイプ

FAXで預託申請を行う場合
(リサイクル券の発行は運輸支局等内または近隣の団体へ依頼)

(1) リサイクル料金の預託申請実務

- ・A3タイプの事業者は、預託申請をFAXで実施することになります。具体的には、下記のイメージのOCRシートに必要事項を記入して、資金管理人〔(財)自動車リサイクル促進センター〕にFAXしていただくこととなります。1枚のOCRシートに2台まで記入できます。
- ・預託申請のOCRシートへの記入に不備がなければ、1時間程度で受理通知(料金情報)をFAXで返信します。収納方法で「セブン-イレブン」を選択された場合は、受理通知のほかに払込票もあわせて返信します。
- ・郵便局利用の預託申請の場合は、17時を過ぎると翌営業日の扱いとなりますが、FAXの場合は、申請の受理に1時間程度かかりますので、余裕をもって行ってください。

(2) リサイクル券の発行実務

- ・コンビニエンスストアまたは郵便局より入金確認の情報が資金管理人に入った翌日に、リサイクル券の引換番号が記載された「引換番号通知書」をFAXで送信しますので、それを運輸支局等内または近隣の団体に提示してリサイクル券を受け取ってください。

OCRシートのイメージ(A4サイズ)

OCRシート1枚で、「預託申請」「料金照会」「預託申請取消」「リサイクル券再発行依頼」いずれの申請も可能です。「依頼内容」の欄へのマークは下のマークが優先されるので、最初に「料金照会」したシートで、次に「預託申請」にマークを付ければ、車両情報を改めて記入する必要はありません。OCRシートの読取りを正確に行うためにも、ファインモード機能(高読取機能)が付いているFAX機を推奨します。

OCRシートの読取りは、文字の正確さや筆記具の濃さ等に影響されます。正確に読み取れなかった場合には、不明部分に印を付けてFAX返信しますので、その部分を書き直した上で、再度FAX送信していただくこととなります。登録番号/車両番号欄の「支局等名」と「かな」については、別途案内するコードでの記入が必要です。専用のOCRシートの入手方法等の詳細は、別途案内予定。

Bタイプ

金融機関口座引落しを利用する場合

- ・金融機関口座引落しは、月に2回行われます。毎月1日～15日の預託申請分が翌月10日に、16日～末日分が翌月26日に引落しになります。
- ・月2回の請求案内が、収納代行業者の株式会社ジェーシービー(JCB)より送付されます。
- ・請求案内には、利用期間の継続検査時等預託申請車両の合計振替金額が記載されており、車両ごとの明細については、資金管理システムから検索し、ご確認願います。
- ・利用できる金融機関は、都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合です。

請求明細書(表面)のイメージ

請求明細書(裏面)のイメージ

ご利用日	ご利用内容	件数(台)	金額(円)	摘要欄
YY MM DD	00000 自動車リサイクル料金(継続検査時預託)	50	0,000,000	YYYY年MM月DD日 - YYYY年MM月DD日分
YY MM DD	00000 取扱手数料(継続検査時預託)	50	0,000	YYYY年MM月DD日 - YYYY年MM月DD日分
	00000 差引振替金額		0,000,000	YYYY年MM月DD日 - YYYY年MM月DD日分

請求明細書(裏面)には、リサイクル料金のほかに、資金管理人が指定整備事業者にお支払いする「取扱手数料」が記載されます。「取扱手数料」は、事業者の収入となりますので、会計上の処理を確実に行ってください。

B1タイプ

収納方法が金融機関口座引落しで、パソコンで1台ずつ預託申請し、預託申請を行った事業所でリサイクル券を発行する場合

(1) リサイクル料金の預託申請実務とリサイクル券の発行実務

- ・ B1タイプ事業者のリサイクル料金の預託申請実務は、「資金管理システムへの接続(ログイン)」から「車両の検索」までの流れは、A1タイプ事業者と同様です。収納方法の選択は不要のため、「車両の検索」から直ちに「預託申請」へ移ります。「預託申請」画面には、引落しを実施する口座情報が表示されますので、確認の上、預託申請を行ってください。
- ・ B1タイプ事業者については、預託申請が受理されると直ちに預託済みとなりリサイクル券の発行が可能となるため、リサイクル料金の預託申請実務からリサイクル券の発行実務にかけて一連の実務として行っていただくこととなります。一方、預託済みとなった場合、預託の取消しはできませんので、車両情報を十分確認の上、預託申請を行ってください。

預託申請

1 車両情報			
車台番号	999999	車両区分	登録自動車
登録番号/車両番号	品川500き1234	リサイクル券番号	000-1111-2222
2 料金情報			
	標準装備料金		
シュレッダーダスト料金	¥00,000		
エアバッグ類料金	¥ 0,000		
フロン類料金	¥ 0,000		
情報管理料金	¥ 0,000		
資金管理料金	¥ 0,000		
合計	¥00,000		
3 口座情報			
金融機関コード	1111		
支店コード	222		
口座種別	普通		
口座番号	1234567		
口座名義			

・「車両の検索」において車両を特定し、特定した車両のリサイクル料金が未預託だった場合、左記の画面が表示されます。

・車両情報を確認し、「申請」をクリックすると、下記ダイアログ表示されます。「OK」をクリックすると預託申請が受理されます。



・預託申請が受理されると直ちに預託済みとなります。預託済みとなりましたら、申請取消しは行えませんが、申請車両の間違ひには十分注意してください

発行する車両の確認

1 車両情報			
車台番号	999999	車両区分	登録自動車
登録番号/車両番号	品川500き1234	リサイクル券番号	000-1111-2222
2 収納情報			
収納金額	¥00,000		
引落し予定日	2005/07/10		
金融機関コード	1111		
支店コード	222		
口座種別	普通		
口座番号	1234567		
口座名義			

・預託申請が受理された車両情報や引落し予定日等の情報が表示されます。

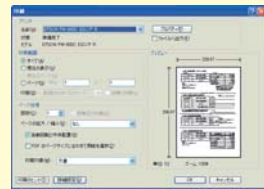
・リサイクル券を発行するには、「リサイクル券イメージの表示」をクリックしてください。

リサイクル券イメージの表示

・別ウインドウにアクロパトリーダ(アドビリーダ)によりリサイクル券として印刷すべきイメージデータ(PDFファイル)が表示されます。

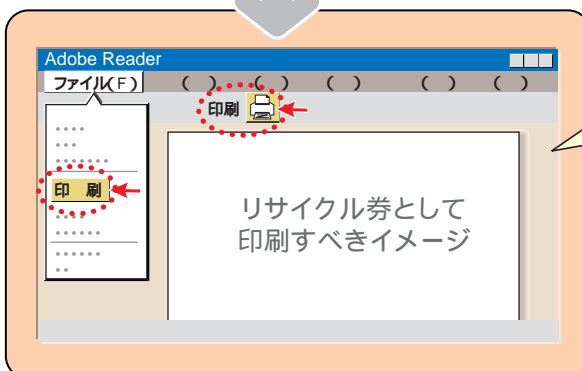
・プリンターにリサイクル券の専用紙を正しくセットした上で、アクロパトリーダ(アドビリーダ)の「ファイル」メニューから「印刷」を選択してください。もしくはツールバーにある、プリンターの「アイコン」をクリックしてください。印刷ダイアログが表示されます。

・アクロパトリーダ(アドビリーダ)の印刷オプションが正しく設定されていることを確認の上、「OK」をクリックし、リサイクル券を印刷してください。



印刷オプションの設定方法等の詳細は、別途案内予定

リサイクル券の印刷



リサイクル券として印刷すべきイメージ

B2タイプ

収納方法が金融機関口座引落しで、パソコンで1台ずつ預託申請し、預託申請を行った事業所以外の場所(本社等)でリサイクル券を発行する場合

(1) リサイクル料金の預託申請実務とリサイクル券の発行依頼実務 事業所

- ・ B2タイプ事業者は、リサイクル料金の預託申請実務については、B1タイプ事業者と全く同じです(▶36ページをご覧ください)。
- ・事業所以外の場所(本社等)へのリサイクル券の発行依頼もB1タイプ事業者と基本的に同様の実務ですが、「リサイクル券の発行を依頼する車両の確認」までを行っていただき、事業所以外の場所(本社等)でリサイクル券の発行をしていただくこととなります。
- ・ B1タイプ事業者の「リサイクル券を発行する車両の確認」画面における「リサイクル券イメージの表示」ボタンが「リサイクル券の発行依頼」となっていますので、これをクリックしてください(▶36ページをご覧ください)。

(2) リサイクル券引換番号の確認(発行依頼を行った日の翌日) 事業所

- ・発行依頼を行ったリサイクル券には引換番号が付与されています。事業所以外の場所(本社等)でリサイクル券を受け取るために、リサイクル券引換番号の提示が必要な場合は、以下の実務によりリサイクル券引換番号を確認し、本社等に提示してください。

受取り可能なリサイクル券の引換番号一覧の表示

資金管理システムへの接続(ログイン)

メニューの選択

「リサイクル券受領情報確認」を選択します。

1 リサイクル券受取場所			
登録自動車	あいえお社本店		
軽自動車	あいえお社本店		
2 リサイクル券引換番号一覧			
受取可能日	登録自動車	軽自動車	
	引換番号	台数	引換番号 台数
2005/06/09	A111-222	10台	A333-444 5台
2005/06/08	A222-333	5台	A444-555 3台

・登録車と軽自動車別に、受取り可能なリサイクル券の引換番号一覧が表示されます。

・引換番号は、受取可能日ごとにまとめられています。

・「引換番号」をクリックすると、リサイクル券の受取方法と受取可能な車両が一覧で表示されます。

各引換番号ごとの詳細情報の確認

1 リサイクル券受取方法			
受取場所	あいえお社本店		
受取可能日	2005/06/08		
車両区分	軽自動車		
引換番号	A444-555		
台数	3台		
2 リサイクル券一覧			
車台番号	登録番号/車両番号	リサイクル券番号	
1111111	品川 40 あ0001	1111-1111-1111	
2222222	練馬 40 い0002	2222-2222-2222	
3333333	横浜 40 う0003	3333-3333-3333	

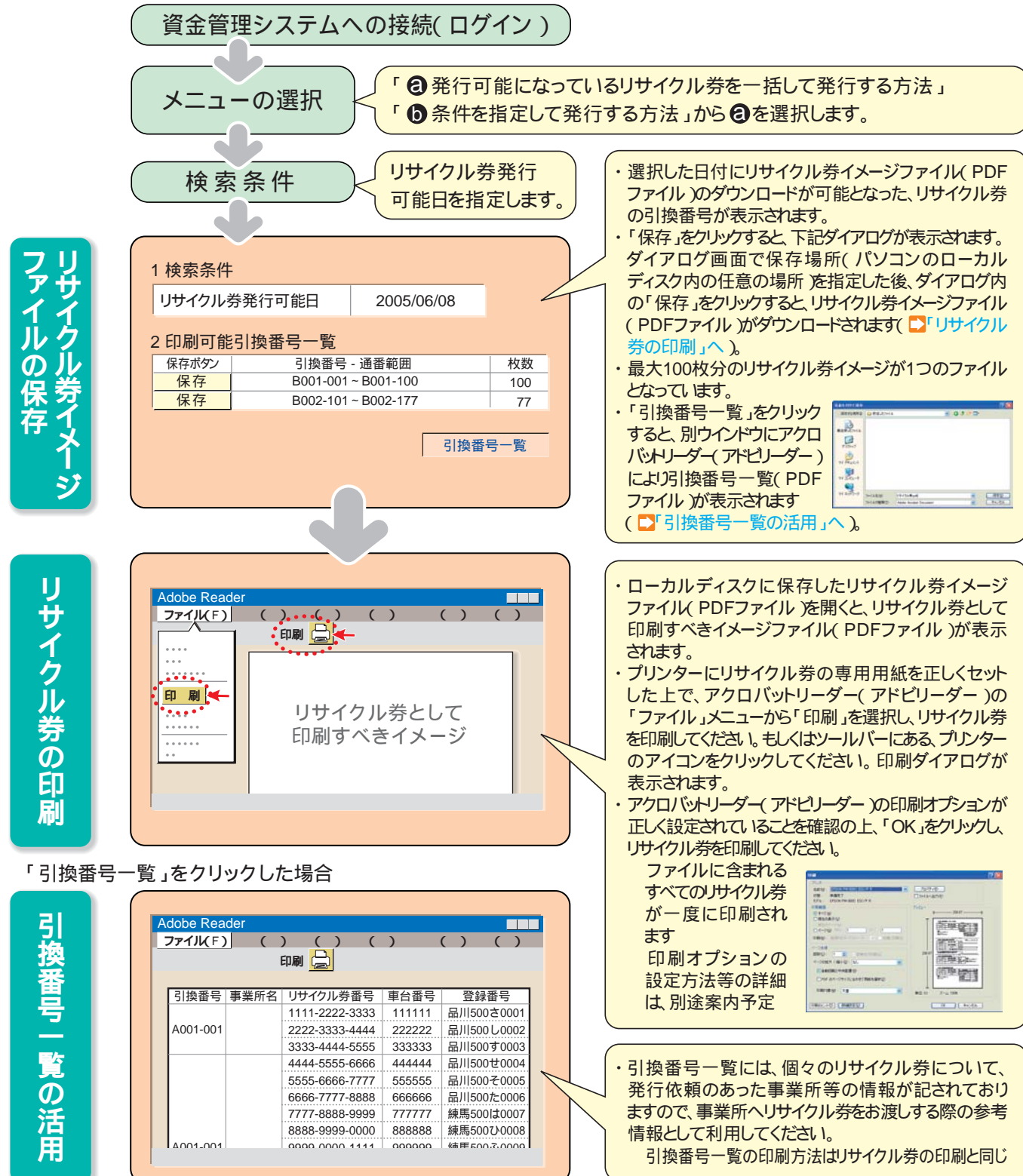
・「リサイクル券受取方法」を確認し、受取可能日以降に、受取場所(本社等)に引換番号を提示しリサイクル券を受け取ってください。

リサイクル券の受取場所(本社等)は、自動車リサイクルシステムへの事業者登録の際に、指定していただくことが必要になります

リサイクル券の受取場所は、本社等のほか、運輸支局等内または近傍の団体を選択することも可能です

(3) リサイクル券の発行実務 **本社等**

- ・ B2タイプ事業者が前日までに預託申請した車両のリサイクル券を本社等が発行する方法としては、以下の方法が用意されています。
 - ①: 発行可能になっているリサイクル券を一括して発行する方法
 - ②: 条件を指定して発行する方法
- ・ 基本的には、①の方法にて発行していただきますが、事業所から急な発行依頼などが生じた場合は、②の方法で個別にリサイクル券を発行してください。
- ・ 以下、「① 発行可能になっているリサイクル券を一括して発行する方法」についてご説明します。

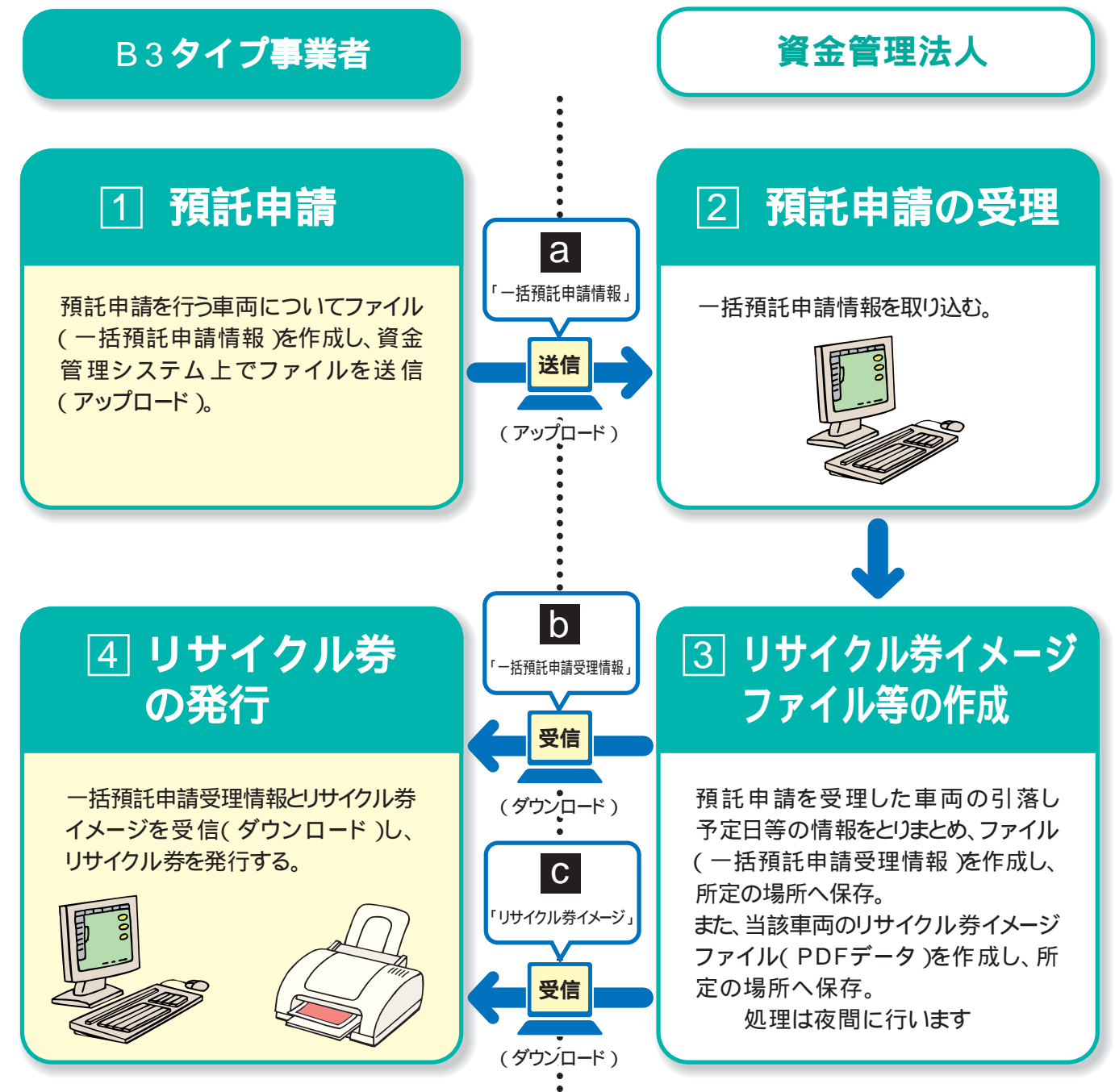


B3タイプ

収納方法が金融機関口座引落しで、パソコンで複数台数を一括で預託申請し、預託申請を行った事業所でリサイクル券を発行する場合

- ・ 大量の継続検査手続きを実施している事業者は、リサイクル料金の預託実務も大量に処理する必要があります。このため、一度に複数台の預託申請が行える仕組みを用意しました。
- ・ 車両の検索ならびに預託申請の際は、所定のファイルを作成していただく必要があります。
- ・ 申請の処理は夜間に行うため、リサイクル券の発行は翌日以降になります。

(1) B3タイプ事業者の実務の流れ



(2) B3タイプ事業者が資金管理人[(財)自動車リサイクル促進センター]と送受信するファイル

名称	B3タイプ事業者から見た送受信区分	含まれる項目
一括預託申請情報	送信 (アップロード)	預託申請を行う車両の「登録・車両番号」「車台番号下4桁(職権打刻車両は全桁)」「登録車か軽自動車かの区分」等の情報
一括預託申請受理情報	受信 (ダウンロード)	預託申請が受理された車両の「登録・車両番号」「車台番号(全桁)」「リサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金、資金管理料金)」「引落し情報(引落し金額、引落し予定日、金融機関コード、支店コード、口座番号、口座名義)」等の情報
リサイクル券イメージ	受信 (ダウンロード)	預託申請が受理された車両の印刷すべきリサイクル券イメージ

および のファイル形式等の詳細は後日案内予定
リサイクル券イメージは他の事業者タイプと同様に、PDF形式となります




- ・ B3タイプ事業者の場合、リサイクル券イメージファイル等の作成を夜間処理にて行うため、リサイクル券の発行が可能となるのは、預託申請の翌日以降になります。保安基準適合証の有効期間との関係で、リサイクル券を即発行する必要があることも想定し、B3タイプ事業者に対しては、B1タイプ事業者の実務も行うことが可能になっています(事業者登録の際に、B1タイプ事業者とB3タイプ事業者それぞれの事業所コードを送付します)。
- ・ リサイクル券イメージファイルの受信(ダウンロード)からリサイクル券の印刷までの実施は、基本的にB2タイプにおける本社等のリサイクル券の発行実務と同様です([38ページをご覧ください](#))。

4. リサイクル料金の照会

- ・ 料金照会の機能は、継続検査を予定されているユーザーに対し、継続検査時に必要な費用として自動車重量税、自賠責保険料等と共に、リサイクル料金として必要となる金額を予め案内することができるように用意したものです。

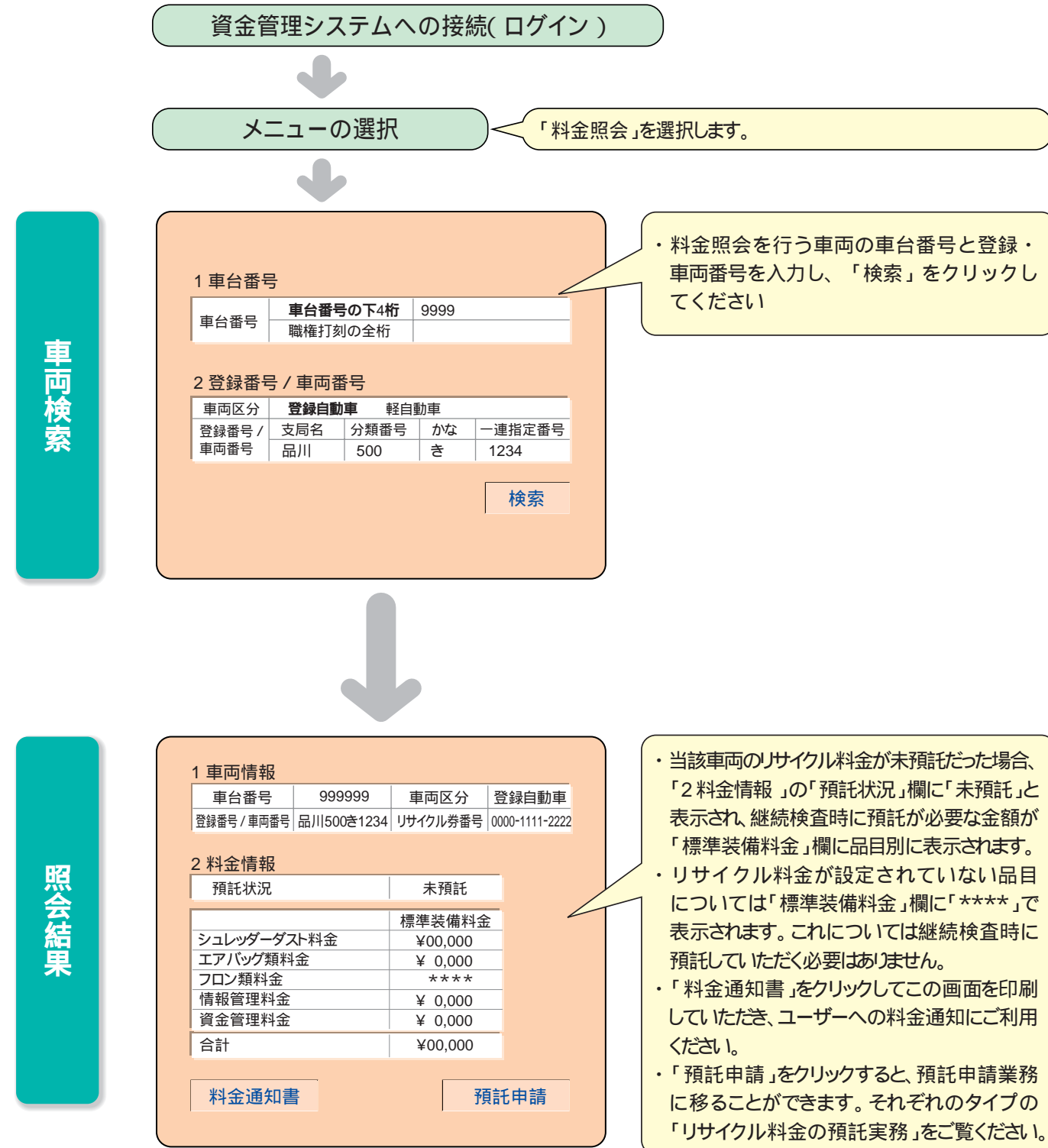
料金照会の方法

- ・ 料金照会には、1台ずつ個別に照会する方法と、ファイルのアップロード・ダウンロードにより大量台数の車両の照会を行う方法が用意されています。

	利用可能な事業者	1処理あたりの照会台数	備考
パソコンによる個別料金照会 	指定整備事業者 (A3タイプを除く)	1台	料金照会の後、預託申請の実務に入ることが可能
	指定整備事業者に加えて、事業所コードを持たない認証整備事業者や一般ユーザーも利用可能	1台	(財)自動車リサイクル促進センターのホームページ内に設置予定
FAXによる料金照会 	指定整備事業者 (A3タイプ)	2台	専用OCRシートの利用が必要 (34ページをご覧ください)
ファイルのアップロード・ダウンロードによる一括料金照会 	指定整備事業者 (A3タイプを除く)	最大1,000台程度	資金管理人は夜間に処理を行うため、照会結果は翌日ダウンロード可能

個別照会

パソコンで1台ずつリサイクル料金を照会する方法



一括照会

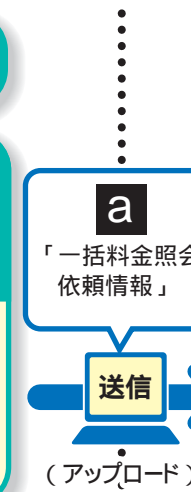
ファイルのアップロード・ダウンロードにより複数台を一括で料金照会する方法

(1) 実務の流れ

指定整備事業者(A3タイプを除く)

1 料金照会依頼ファイルの作成・送信

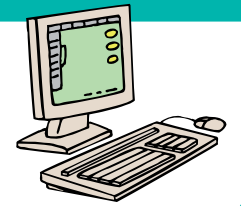
ファイル(一括料金照会依頼情報)を作成し、資金管理システム上でファイルを送信(アップロード)する。



資金管理法人
(財)自動車リサイクル促進センター

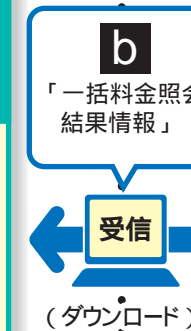
2 料金照会依頼ファイルの取り込み

一括料金照会依頼情報を取り込む。



4 料金照会結果の確認

一括料金照会結果情報を受信(ダウンロード)し、預託状況とリサイクル料金の額を確認する。



3 料金照会結果ファイルの作成

料金照会依頼情報を受理した車両のリサイクル料金等の情報をとりまとめ、ファイル(一括料金照会結果情報)を作成し、所定の場所に保存。処理は夜間に行います

(2) 指定整備事業者(A3タイプを除く)が資金管理法人と送受信するファイル

名称	事業者から見た送受信区分	含まれる項目
一括料金照会依頼情報	送信 (アップロード)	料金照会を行う車両の「登録・車両番号」「車台番号下4桁以上(職権打刻車両は全桁)」等の情報
一括料金照会結果情報	受信 (ダウンロード)	料金照会を行った車両の「登録・車両番号」「車台番号(全桁)」「リサイクル券番号」「預託状況」「リサイクル料金(シュレッダーダスト料金、エアバッグ類料金、フロン類料金、情報管理料金、資金管理料金)」等の情報

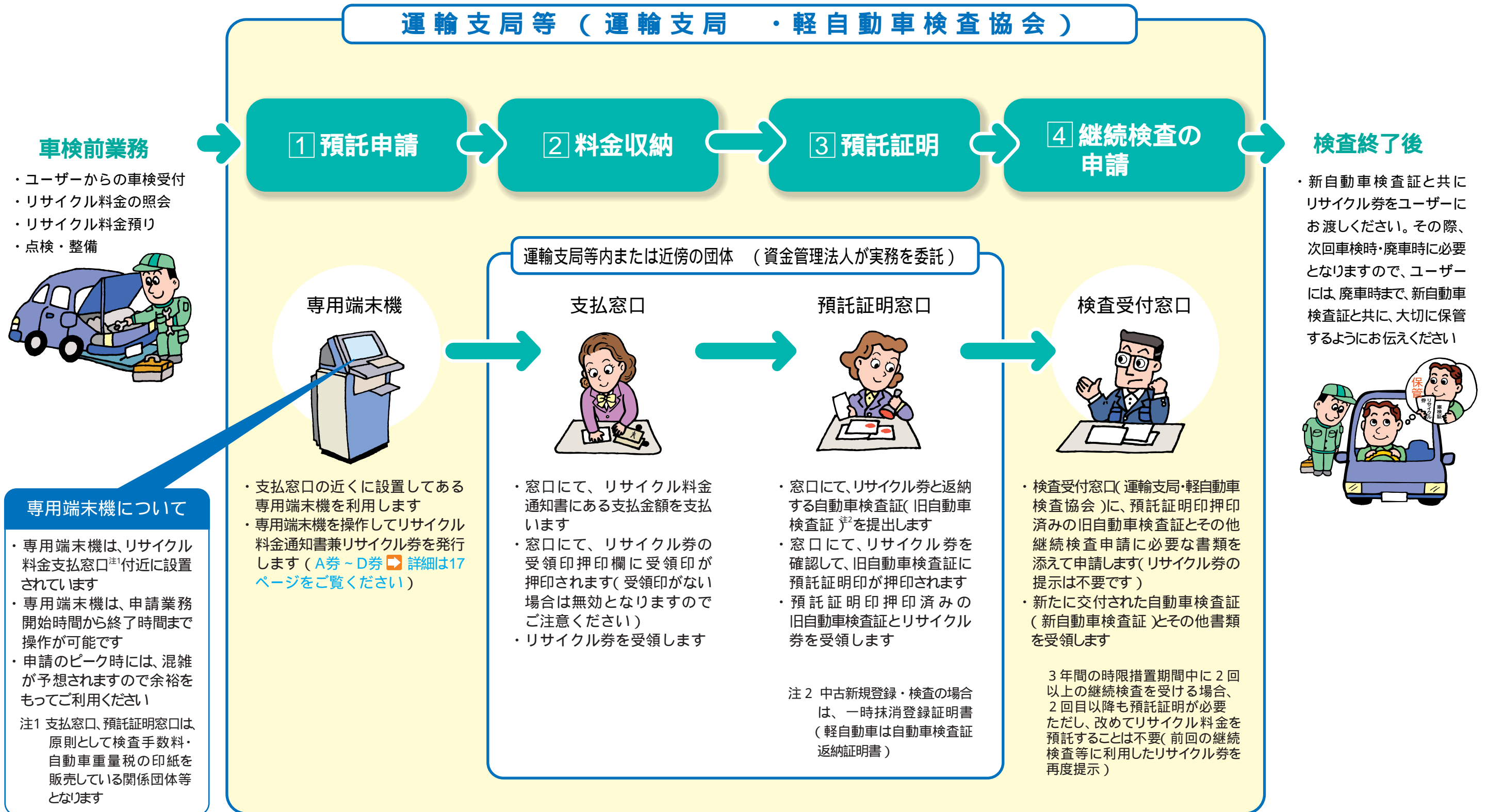
ファイル形式等の詳細は後日案内予定

第4章 認証整備事業者における具体的な実務


1. 認証整備事業者経由の継続検査時の実務概要

- ・認証整備事業者経由の継続検査（ユーザー車検含む）におけるリサイクル料金の預託については、リサイクル料金の支払いおよび預託証明手続きを、運輸支局等（運輸支局・軽自動車検査協会）への継続検査の申請前に、資金管理人〔（財）自動車リサイクル促進センター〕がリサイクル料金の収納実務および預託証明実務を委託する運輸支局等内または近隣の団体において行っていただくことが必要です（3年間の時限措置）。

- ・以下のような点を考慮に入れこの方法が選択されました。
 認証整備事業者経由の継続検査は、運輸支局等への車両持ち込みによるライン検査が基本となっており、申請台数も1日1～2台であることが通常ですので、従来の運輸支局等内の手続きの延長線上で、リサイクル料金の預託に関する手続きを行っていただくようにしました。
 認証整備事業者の利便性と負荷軽減が最重要と考え、可能な限り運輸支局等内での従来の手続きの流れを崩すことのないよう配慮をしました。



2. 専用端末機の操作方法

- ・車両1台ごとに操作していただくことになります。
- ・専用端末機はタッチパネル式  になっています。画面上のキーを操作し、車両情報を入力します。
- ・画面の指示にしたがって入力（画面にタッチする）するだけなので、操作はいたって簡単です。
- ・専用端末機については、2004年秋頃（9月頃）の設置を予定しております。

画面上で入力する車両情報は、
自動車検査証上の登録・車両番号と車台番号の下4桁

間違いのないように入力してください

登録自動車・
軽自動車の選択

リサイクル券発行
画面のガイドにしたがって車検証の情報を入力してください。
手続きを行う車両の区分を選択してください。



・初期画面で「登録自動車」・「軽自動車」のいずれかを選択します（画面にタッチ）。

登録番号の入力

登録番号の支局名を選択してください。

上記以外の場合は、下のボタンから支局名の頭文字を選択してください。
例：くで始まる支局名の場合は「く」を押してください。

わ	ら	や	ま	は	な	た	さ	か	あ
り		み	ひ	に	ち	し	き	い	
を	る	ゆ	む	ふ	ぬ	つ	す	く	う
れ		め	へ	ね	て	せ	け	え	
空欄	ろ	よ	も	ほ	の	と	そ	こ	お



画面の指示にしたがって、支局名、分類番号、かな文字、一連指定番号を入力します。

登録番号の一連指定番号を入力してください。

支局名 分類番号

かな 一連指定番号

1	2	3
4	5	6
7	8	9
訂正	0	

車台番号の
下4桁の入力

車検証に記載されている車台番号の下4桁を入力してください。
車台番号が職権打刻の場合(例:札[11]123456札)には、車台番号は空白のまま「職権打刻」を押してください。

車台番号(下4桁) :

1	2	3	A	B	C	D	E	F
4	5	6	G	H	I	J	K	L
7	8	9	M	N	O	P	Q	R
訂正	0	-	S	T	U	V	W	X
			Y	Z				



・車台番号の下4桁を入力します。

BP5 - 22

画面確認・
リサイクル券発行

車両区分

車台番号(下4桁)

登録番号

以上の情報でよろしいですか?
よろしければ発行ボタンを押してください。



・画面に表示された車台番号、登録番号を確認し、「発行」をタッチしてください。数秒後リサイクル料金通知書兼リサイクル券(運輸支局等内または近傍の団体がリサイクル料金を収納し、押印されたものがリサイクル券となります)が受取口から印刷されて出力されます(お取り忘れのないようご注意ください)。

入力操作完了

手続きが終了いたしました。

リサイクル券をご持参の上、窓口でリサイクル料金をお支払いください。
ご利用ありがとうございました。



・手続き終了画面が出ますので、「OK」をタッチして入力操作は完了です。
・リサイクル料金通知書兼リサイクル券を支払窓口に提示して、リサイクル料金をお支払いください。

- ・すでにリサイクル料金が預託済みの場合は再発行用のリサイクル券が印刷されます。リサイクル料金の支払いは不要ですので、印刷されたリサイクル券(再発行用リサイクル券の受領印押印欄は受領済みである旨印刷されています)を、直接旧自動車検査証と共に預託証明窓口に提出してください。
- ・他の事業者がリサイクル料金を預託申請中の場合は、リサイクル券が印刷できません。確認が必要な場合は、コールセンター(別途案内予定)にご相談ください。
- ・入力された車両に料金情報がない場合、料金設定手続きの必要がありますのでコールセンター(別途案内予定)にご相談ください。

3. リサイクル券のイメージ

[A券] 預託証明書 (リサイクル券) XXXXXXXX

リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX	シユレッターダスト料金	¥
車台番号	△△△-XXXXXXXXXX	エアバック類料金	¥
車名	○○○○	フロン類料金	*****
		情報管理料金	¥
		預託金額合計	¥

財団法人 自動車リサイクル促進センター
2005年1月8日発行
事務処理番号: 3-14131<4S>

受領 1234

※受領印無きものは無効

※本券(A券)は車両欄記載の車台番号の車両にのみ有効です。
※料金欄で「*****」と表示されている項目はリサイクル料金が預託されていない装備です。使用済自動車引渡時に装備がある場合はリサイクル料金の追加預託が必要です。

1 支払窓口にて受領印が押印されて、はじめてリサイクル券として有効になります

[B券] 使用済自動車引取証明書 引取日: 年 月 日

リサイクル券番号 (移動報告番号)	XXXX-XXXX-XXXX	<引渡者> 氏名・名称	
車台番号	△△△-XXXXXXXXXX	<引取業者> 登録番号	
車名	○○○○	氏名・名称	印
預託金額	¥ (消費税込み)	事業所名称	

所在地 TEL.

※本券(B券)は使用済自動車の再資源化等に関する法律第9条の規定により、使用済自動車を引取った際に同法第80条の規定に基づき当該使用済自動車の引取りを求めた者に交付する書面となります。

[C券] 資金管理料金受領証

リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX	受領金額	¥
車台番号	△△△-XXXXXXXXXX	(消費税込み)	
車名	○○○○	財団法人 自動車リサイクル促進センター	

2005年1月8日発行
事務処理番号: 1-1234567890<4S>

[D券] 料金通知書兼発行者控

リサイクル券番号	XXXX-XXXX-XXXX	支払金額合計	¥
車台番号	△△△-XXXXXXXXXX	シユレッターダスト料金	¥
車名	○○○○	エアバック類料金	¥
		フロン類料金	*****
		情報管理料金	¥
		資金管理料金	¥

財団法人 自動車リサイクル促進センター
2005年1月8日発行
通知書有効期限: YYYY年MM月DD日
通知書番号: 0310311234567

2 支払窓口にて、リサイクル料金を読み取るためのバーコードが印刷されています(支払窓口の事務処理効率の向上のため)

注) 上記内容は変更される場合があります

4. リサイクル料金の照会

- ・パソコンを保有されている場合は、(財)自動車リサイクル促進センターのホームページから、料金を事前に検索することが可能です。その方法以外に、車検場端末にて発行されるリサイクル料金通知書兼リサイクル券は、発行後土・日・祝日を除き5日間支払窓口にて有効ですので(有効期限を超えると再度発行する必要があります)これを発行することによってリサイクル料金を事前に照会し、ユーザーに予め提示する方法も可能です。

5. 出張車検時のリサイクル料金の預託

- ・出張車検については、各地域において様々なケースが存在します。出張車検における預託申請方法、対応する窓口関係団体等の詳細は決定次第、別途ご案内します。

第5章 引取時における具体的な実務

1. 引取業者の役割

役割1 預託確認の実施

- 自動車所有者のうち最終所有者から使用済自動車の引取りを求められた場合は、使用済自動車についてフロン類が充てんされているエアコン、エアバッグ類の装備の有無を確認の上、資金管理システム上でリサイクル料金が預託されているか否か確認を行います。未預託または不足分の料金がある場合は引き取りできませんので、その分の料金の預託に必要な実務の実施をお願いします。

役割2 引取証明書の交付

- 使用済自動車を引き取った時は、最終所有者に対し、引取証明書を交付します。

役割3 使用済自動車の引渡し

- 都道府県知事等の登録・許可を受けたフロン類回収業者または解体業者に使用済自動車を引き渡します。

役割4 移動報告の実施

- 使用済自動車を引き取った時とフロン類回収業者または解体業者に使用済自動車を引き渡した時は、電子マニフェストを用いて情報管理センター[(財)自動車リサイクル促進センター]へ報告する必要があります。

役割5 使用済自動車が確実に解体された事実を確認し、最終所有者へ通知

- 使用済自動車確実に解体され永久抹消登録・自動車重量税還付申請手続きが可能になった時点(原則として破砕業者の引取報告完了時)で、最終所有者にその旨の連絡を行います(申請手続きを引取業者が代行することも可能となることが想定されております)。

2. 引取業者の登録

(1) 都道府県知事または保健所設置市長への登録

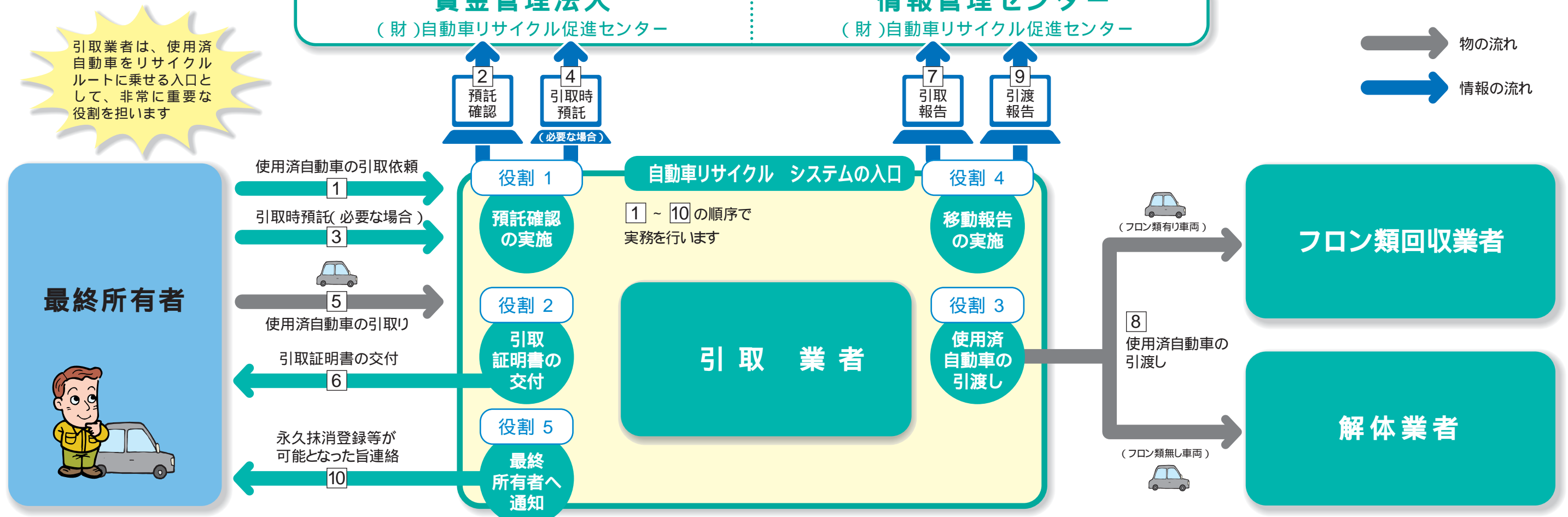
- 自動車所有者から使用済自動車を引き取る事業者は、事業所の所在地を管轄する都道府県知事または保健所設置市の市長への登録が必要になります。
- 現在すでにフロン回収破壊法における第二種特定製品引取業者の登録を受けている事業者は、自動車リサイクル法の引取業者へ自動的に移行されます。
- 引取業者(またはフロン類回収業者)の登録を行っただけでは、いわゆる部品取りを行うことはできません。部品取りを行うためには、解体業の許可を取得していただく必要があります。

使用済自動車を解体して部品取りを行う事業者は、生活環境の保全等の観点からすべて自動車リサイクル法の解体業の許可を受ける必要があります。ただし、例えば、自動車所有者の依頼を受けてカーステレオ、カーナビ等の付属品を取り外す行為等については、業として使用済自動車の解体を行っているとは解釈されないものと考えられます。

(2) 自動車リサイクルシステムへの事業者登録およびリサイクル料金収納等契約の締結

- 引取業者は、都道府県知事等への登録とは別に、自動車リサイクルシステムへの事業者登録が必要になり、また引取時リサイクル料金収納等契約を資金管理人[(財)自動車リサイクル促進センター]と締結していただく必要があります。
- 自動車リサイクルシステムへの登録が完了した後、預託確認や移動報告の際に必要な事業所コードとパスワードが送付され、自動車リサイクルシステムを使った実務が可能になります(▶自動車リサイクルシステムへの登録方法は、62ページをご覧ください)。
- リサイクル料金の預託に関する実務は資金管理人から委託されることになり、手数料が支払われます。

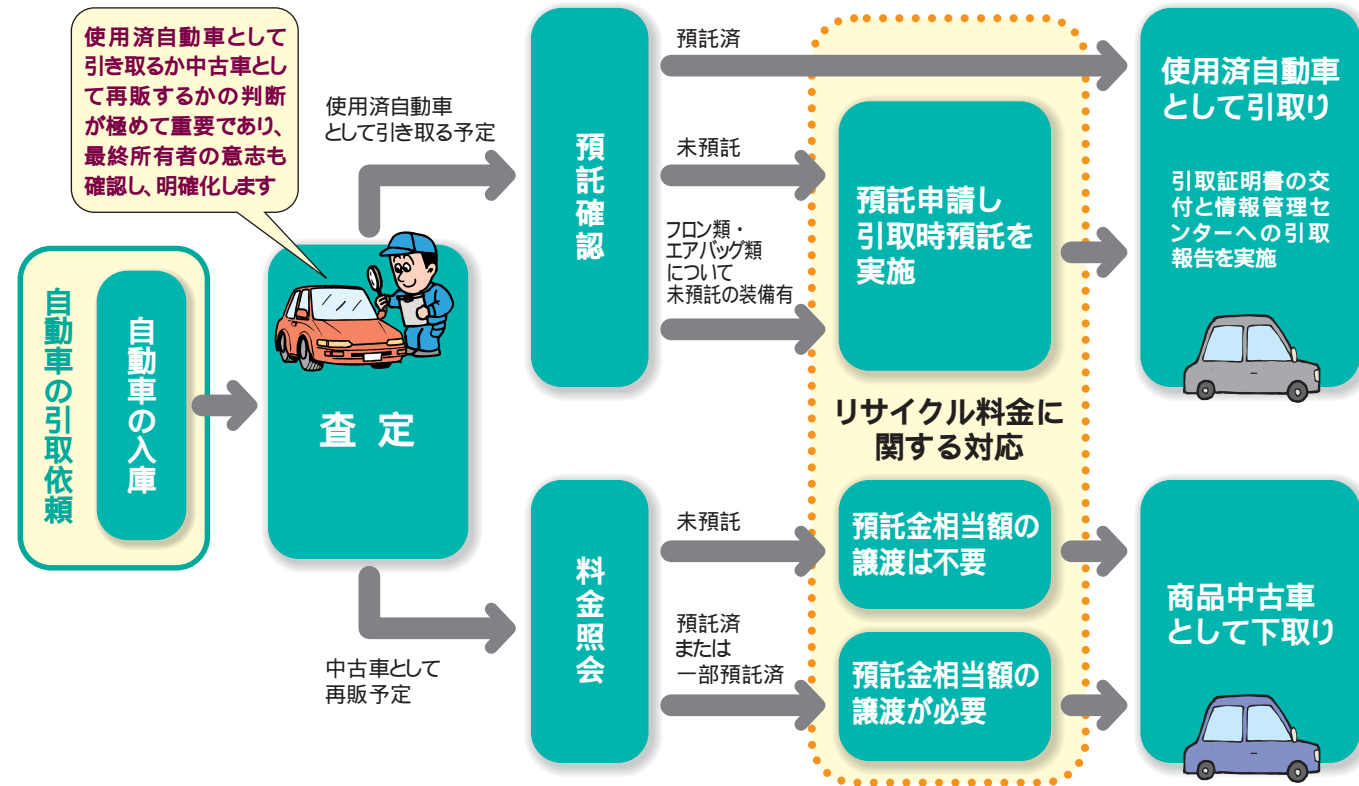
引取業者の業務の流れ



3. 使用済自動車の引取りについての考え方

(1) 入庫時の業務フローの概要

- ・使用済自動車としての引取りを行い、電子マニフェストによる引取報告を行った後は、原則としてその引取報告の取消しはできません。また、引取業者が引取報告を行った車両は、中古新規登録・検査や輸出抹消登録ができなくなります。このため引取業者が引き取る段階で使用済自動車・中古車のいずれであるかを判別することが極めて重要になります。
- ・使用済自動車として引き取る場合は、その使用済自動車について、フロン類が充てんされたエアコンの有無、エアバッグ類の有無を必ず確認してください。また、使用済自動車に架装物が搭載されていた場合は、その架装物が自動車リサイクル法に則って処理する対象なのか（その架装物がシュレッダーダストとなった後の処理・リサイクルに必要な費用もシュレッダーダスト料金に含まれているか否か）を判断する必要があります。



- ・リサイクル料金が預託されている自動車を中古車として下取りを行う場合は、車両部分の価値と預託金相当額を含めた金額を譲渡者にお支払いいただくことが必要です(20 ~ 21 ページをご覧ください)。

4. パソコンを用いた預託実務の流れ(A1・A2およびBタイプの場合)

引取時預託の際の事業者タイプ別の預託申請方法は以下のように大別されます。

	収納方法	預託申請方法	掲載ページ
Aタイプ	コンビニエンスストア 郵便局口座振替	A1 パソコン	53ページ
		A2	
		A3 FAX	61ページ
Bタイプ ^{注1}	金融機関口座引落し	パソコン	57ページ

注1 Bタイプは、継続検査時預託においてBタイプ（金融機関口座引落し）の事業者のみ利用可能

- ・パソコンを用いて実務を行うA1・A2およびBタイプの事業者は以下のような実務の流れになります。

(1) 資金管理システムへのログイン

事業所コード
XXXXXX

パスワード

・引取時預託用の事業所コードとパスワードを入力し、資金管理システムへログインします。パスワードは伏せ字で表示されます。
同一事業所で引取時預託実務、継続検査時預託実務、電子マニフェストによる移動報告を行う場合、事業所コード、パスワードはそれぞれの実務ごとに付与されますので、各実務ごとに使い分けてください

(2) 車両の検索

- 料金照会
- 引取車両検索**
- 引取車両情報一覧
- 預託申請取消

・メニュー画面で「2 引取車両検索」を選択します。

1. 車台情報

車台番号	車台番号の下4桁 職権打刻の全桁	9999
------	---------------------	------

2. 登録番号 / 車両番号またはリサイクル券番号

登録番号で検索する場合

車両区分	登録自動車	軽自動車
登録番号 / 車両番号	支局名 品川	分類番号 500
	かな き	一連指定番号 1234

リサイクル券番号で検索する場合

リサイクル券番号 0000 - 1111 - 2222

検索

・車両の検索は、
車台番号^{注1}の下4桁 + 登録・車両番号
 または
車台番号の下4桁 + リサイクル券番号
 にて行います。
 注1 車台番号について、職権打刻の場合、入力するのは全桁

【上記の条件が揃わない場合のみ「車台番号のみ」で検索します】

1. 車台番号または登録番号 / 車両番号

登録番号で検索する場合

車台番号全桁	職権打刻番号全桁
--------	----------

2. 事由

事由	車検証・その他証明書類紛失・滅失
	未登録車両(リサイクル券無し)
	その他(具体的に記入してください)

検索

・車台番号のみで検索
 誤入力防止のため、全桁を2回入力していただきます
 再入力とは次の画面で入力していただきます
 詳細については別途案内予定

(3) 実車装備の入力

1. 車台番号

車台番号	999999	車両区分	登録自動車
登録番号 / 車両番号	品川500き1234	リサイクル券番号	0000-1111-2222

2. 車両実車装備情報

フロン類	有	無
エアバッグ類	有	無

3. 架装物区分

架装物区分	4: 架装物がリサイクル料金に含まれているかどうか不明
-------	-----------------------------

確定

- ・車両検索を行い車両が特定できた場合は、続けてフロン類の充てんされたエアコンと、エアバッグ類の装備情報を入力していただきます。必ず実車確認に基づき実施してください。装備確認方法については別途案内予定。
- ・自動車メーカー・輸入業者が標準装備情報としてエアバッグ類について装備が「有」としている車両に対して、エアバッグ類の装備を「無」と選択した場合は、警告ダイアログが表示されます。



- ・画面には架装物が積載されていた場合に、その架装物が自動車リサイクル法に則って処理・リサイクルする対象のものか否かを判断する際の参考情報(架装物区分およびその説明)が以下のように表示されています。

架装物区分	
1	架装物はリサイクル料金に含まれる
2	架装物の一部はリサイクル料金に含まれる
3	架装物はリサイクル料金に含まれない
4	架装物がリサイクル料金に含まれているかどうか不明

(4) 車両検索結果と預託状況の表示

すべて預託済みの車両の場合

1. 車台番号

車台番号	999999	車両区分	登録自動車
登録番号 / 車両番号	品川500き1234	リサイクル券番号	0000-1111-2222

2. 車両実車装備情報

フロン類	有	エアバッグ類	有
------	---	--------	---

3. 料金情報

	預託済金額
シュレッダーダスト料金	¥00,000
エアバッグ類料金	¥ 0,000
フロン類料金	¥ 0,000
情報管理料金	¥ 0,000
合計	¥00,000

引取証明書発行

引取報告へ

- ・当該車両のリサイクル料金がすべて預託済みだった場合は、すでに預託されている金額(資金管理料金は表示されません)が表示され、電子マニフェストの引取報告に進むことが可能になります。
- ・最終所有者がリサイクル券を保持していない場合は、「引取証明書発行」をクリックし、引取証明書を印刷することが必要です。

- ▶ 引取証明書は58ページをご覧ください
- ▶ 引取報告は59ページをご覧ください

すべて未預託の場合

1. 車台番号

車台番号	999999	車両区分	登録自動車
登録番号 / 車両番号	品川500き1234	リサイクル券番号	0000-1111-2222

2. 車両実車装備情報

フロン類	有	エアバッグ類	有
------	---	--------	---

3. 料金情報

	預託済金額	預託必要金額
シュレッダーダスト料金		¥00,000
エアバッグ類料金		¥ 0,000
フロン類料金		¥ 0,000
情報管理料金		¥ 0,000
資金管理料金		¥ 0,000
合計		¥00,000

4. 収納方法

収納方法	郵便局	SPC	セブンイレブン
SPC番号	111111111111		

次へ

- ・当該車両のリサイクル料金が未預託だった場合は、引取りまでに預託が必要な金額が預託必要金額欄に表示されます。
- ・続けて預託申請を行う際は、収納方法を選択して、「次へ」をクリックし、預託申請に進んでください。

- ・収納方法は、スマートピットカード(SPC) 利用方式、セブン-イレブン方式、郵便局口座振替方式の中から選択可能です。
- ▶ 各収納方法の特徴は26～29ページをご覧ください
- ・スマートピットカード(SPC) で収納する場合は、SPC番号の選択が必要。選択の際は、事業者配布されたスマートピットカード(SPC) の番号が一覧で表示

未預託の装備がある場合

1. 車台番号

車台番号	999999	車両区分	登録自動車
登録番号 / 車両番号	品川500き1234	リサイクル券番号	0000-1111-2222

2. 車両実車装備情報

フロン類	有	エアバッグ類	有
------	---	--------	---

3. 料金情報

	預託済金額	預託必要金額
シュレッダーダスト料金	¥00,000	
エアバッグ類料金	*****	¥ 0,000
フロン類料金	¥ 0,000	
情報管理料金	¥ 0,000	
資金管理料金		¥ 0,000
合計	¥00,000	¥ 0,000

4. 収納方法

収納方法	郵便局	SPC	セブンイレブン
SPC番号	111111111111		

次へ

- ・当該車両にリサイクル料金未預託のフロン類が充てんされたエアコンまたはエアバッグ類の装備があった場合は、引取りまでに預託が必要な金額が預託必要金額欄に表示されます(左記の例ではエアバッグ類料金)。
- ・最終所有者の方に未預託のリサイクル料金を預託していただく際は、資金管理料金もお支払いいただくことが必要になることにご注意ください。
- ・続けて預託申請を行う際は、収納方法を選択して、「次へ」をクリックし、預託申請に進んでください。

(5) 預託申請

未預託の装備がある場合の画面 (55ページ 未預託の装備がある場合において「次へ」をクリックした場合)

A1・A2タイプ

スマートピットカード (SPC) 収納の場合

1. 車台番号

車台番号	999999	車両区分	登録自動車
登録番号 / 車両番号	品川500き1234	リサイクル券番号	0000-1111-2222

2. 料金情報

	預託済金額	預託必要金額
シュレッダーダスト料金	¥00,000	
エアバッグ類料金	*****	¥ 0,000
フロン類料金	¥ 0,000	
情報管理料金	¥ 0,000	
資金管理料金		¥ 0,000
合計	¥00,000	¥ 0,000

3. SPC番号

SPC番号

・SPC収納の場合は、選択したカード番号が表示されます。「申請」をクリックすると、下記ダイアログが表示されます。「OK」をクリックすると預託申請が受理されます。



・料金は預託申請受理後15日以内にお支払いください。
 ・コンビニエンスストアでお支払いいただいてから概ね直ちに預託済みとなり、引取報告が可能になります。

▶[収納方法の詳細は、27ページをご覧ください](#)

セブン - イレブン収納の場合

1. 車台番号

車台番号	999999	車両区分	登録自動車
登録番号 / 車両番号	品川500き1234	リサイクル券番号	0000-1111-2222

2. 料金情報

	預託済金額	預託必要金額
シュレッダーダスト料金	¥00,000	
エアバッグ類料金	*****	¥ 0,000
フロン類料金	¥ 0,000	
情報管理料金	¥ 0,000	
資金管理料金		¥ 0,000
合計	¥00,000	¥ 0,000

・セブン-イレブン収納の場合は、「申請」をクリックすると、下記ダイアログが表示されます。「OK」をクリックすると預託申請が受理されます。



・預託申請が受理されると、払込票の出力が可能になります。払込票を出力の上、預託申請受理後15日以内に料金をお支払いください。セブン-イレブンでお支払いいただいてから、概ね15分程度で預託済みとなり、引取報告が可能になります。

▶[収納方法の詳細は、28ページをご覧ください](#)

郵便局口座振替収納の場合

1. 車台番号

車台番号	999999	車両区分	登録自動車
登録番号 / 車両番号	品川500き1234	リサイクル券番号	0000-1111-2222

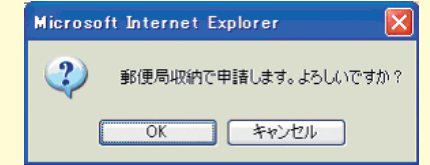
2. 料金情報

	預託済金額	預託必要金額
シュレッダーダスト料金	¥00,000	
エアバッグ類料金	*****	¥ 0,000
フロン類料金	¥ 0,000	
情報管理料金	¥ 0,000	
資金管理料金		¥ 0,000
合計	¥00,000	¥ 0,000

3. 口座情報

金融機関番号	1111
通常貯金記号	22222
通常貯金番号	33333333
払込元氏名	

・郵便局収納の場合は、口座情報が表示されず。「申請」をクリックすると、下記ダイアログが表示されます。「OK」をクリックすると預託申請が受理されます。



・17時を過ぎて預託申請した場合は、翌営業日の扱いとなります。
 ・預託申請が受理されると、振替予定日が表示されます。口座の残高が十分なことを振替予定日の前日までに確認してください。
 ・申請日から4日後に預託済みとなり、引取報告が可能になります。

▶[収納方法の詳細は、29ページをご覧ください](#)

Bタイプ

金融機関口座引落しの場合

1. 車台番号

車台番号	999999	車両区分	登録自動車
登録番号 / 車両番号	品川500き1234	リサイクル券番号	0000-1111-2222

2. 料金情報

	預託済金額	預託必要金額
シュレッダーダスト料金	¥00,000	
エアバッグ類料金	*****	¥ 0,000
フロン類料金	¥ 0,000	
情報管理料金	¥ 0,000	
資金管理料金		¥ 0,000
合計	¥00,000	¥ 0,000

3. 口座情報

金融機関番号	1111
通常貯金記号	222
通常貯金番号	33333333
払込元氏名	

・金融機関口座引落としを利用する事業者(Bタイプ)の場合は、(4)預託状況の表示画面で、収納方法の選択欄は金融機関口座情報が表示されます。「申請」をクリックすると、下記ダイアログが表示されます。「OK」をクリックすると預託申請が受理されます。



・預託申請が受理されれば預託済みとなり、引取報告が可能になります。

▶[収納方法の詳細は、35ページをご覧ください](#)
 預託済みになりましたら、申請取消しは行えませんので、申請車両の間違ひには十分注意してください

5. 引取証明書の交付と引取報告の実施

(1) 引取証明書

- ・ 預託確認が終了すると使用済自動車の引取りが可能になり、最終所有者に対し、使用済自動車1台ごとに引取証明書を引取後速やかに交付する義務があります。(法第80条)
- ・ 引取証明書に記載しなければならない事項は以下のとおりですが、最終所有者がリサイクル券を保持していた場合は、リサイクル券の[B券]を引取証明書として活用できます。

記載必須事項

- ・ 引取業者名、都道府県知事等登録番号、事業所名、所在地、電話番号
- ・ 使用済自動車の車台番号
- ・ 引取りを求めた者(最終所有者)名
- ・ 引取年月日
- ・ リサイクル料金の額

リサイクル券を活用する場合

- ・ リサイクル券の[B券]に必要な事項を記入し、最終所有者へ交付してください。[A券]は引取業者が保管し、使用済自動車をフロン類回収業者または解体業者に引き渡す時に合わせてお渡しください。

フロン類が充てんされているエアコン・エアバッグ類が後付により装備追加され、追加装備分について引取時預託をした場合は、[B券]の料金欄の金額を訂正した上で、最終所有者へ交付してください

引取証明書をパソコンから出力する場合

引取証明書(資金管理料金受領証無し)

移動報告車台番号	XXXX-XXXX-XXXX
車台番号	-XXXXXXXXXX
車名	
備考	

引取証明書(資金管理料金受領証有り)

移動報告車台番号	XXXX-XXXX-XXXX
車台番号	-XXXXXXXXXX
車名	
備考	

- ・ 最終所有者がリサイクル券を保持していない場合、A1・A2タイプおよびBタイプの引取業者においては「引取証明書発行」をクリックして、引取証明書を印刷し、必要事項を記入の上、最終所有者へ交付してください。

A3タイプの引取業者について、事業者登録が完了した後に左図のような様式の紙を1部送付しますので、それをコピーした上で必要事項を記入し、引取証明書として活用してください。

- ・ 引取時預託を実施した場合は、資金管理料金受領証も最終所有者に交付してください。

- ・ 引取証明書等の印刷の際は、その帳票に車両情報もついているので、使用済自動車をフロン類回収業者または解体業者に引き渡す時に合わせてお渡しください。

(2) 引取報告

- ・ リサイクル料金が預託済みとなると、情報管理センター[(財)自動車リサイクル促進センター]の電子マニフェストシステムへのログインが可能となり、引取報告の実施が可能になります。
- ・ 引取報告の具体的な実務については、2004年4月以降実施する説明会にてご案内する予定です

6. パソコンを用いたリサイクル料金の照会(A1・A2およびBタイプの事業者の場合)

(1) 概要

- ・ パソコンを利用した引取時のリサイクル料金の照会は、使用済自動車引取時の見積り作成や中古車流通時の預託済預託金額の確認のために設けられた機能です(財)自動車リサイクル促進センターのホームページを利用したリサイクル料金の照会も可能です。

(2) 車両の検索

- 1 料金照会
- 2 引取車両検索
- 3 引取車両情報一覧
- 4 預託申請取消

・メニュー画面で「1 料金照会」を選択します。

車両区分	登録自動車	軽自動車		
登録番号/車台番号	支局名 品川	分類番号 500	かな き	一連指定番号 1234
車台番号	車台番号の下4桁 職権打刻の全桁		9999	

・車両区分を選択し、登録・車両番号を入力してください。
・車台番号の下4桁を入力してください。職権打刻の場合、入力するのは全桁

【登録番号が不明な場合は、「車台番号」のみで検索します】

- ・ 登録・車両番号が不明な場合は車台番号にて検索していただきます。その際、誤入力防止のため、2回入力していただきます。
- ・ 職権打刻番号のみでの検索はできません

(3) 料金照会結果の表示

- ・引取時の料金照会画面は、「中古車売買時」、「継続検査時」、「引取時」と多目的に利用でき、その目的に応じたリサイクル料金を確認できます。
- ・画面の預託状況の欄には、①「未預託」と②「預託済」の2種類があります。

- ①「未預託」の場合はリサイクル料金が全く預託されていない状況を示しています。継続検査時に預託する料金は、「標準装備料金」の合計金額です。引取時に預託する料金は「標準装備料金」の合計金額に加え、仮に追加装備が確認された場合はその分の「追加装備金額」をあわせた金額です。
- ②「預託済」の場合、車両に預託されている料金は預託済金額です。中古車売買時はこの金額を車両部分の価値と共に中古車売買代金に含めて支払います。継続検査時には改めて預託する必要はありません。引取時に、仮に追加装備が確認された場合は、その分の追加装備金額に資金管理料金をあわせた金額が必要です。

未預託の車両の場合

1. 車両番号

車台番号	999999	車両区分	登録自動車
登録番号 / 車両番号	品川500き1234	リサイクル券番号	0000-1111-2222

2. 料金情報

預託状況	未預託	
	標準装備料金	追加装備金額
シュレッダーダスト料金	¥00,000	
エアバッグ類料金	¥ 0,000	
フロン類料金	*****	¥ 0,000
情報管理料金	¥ 0,000	
資金管理料金	¥ 0,000	
合計	¥00,000	¥ 0,000

料金通知書

・預託状況の欄に「未預託」と表示された車両は、リサイクル料金が全く預託されていない状況を示しています。

・標準装備料金は、自動車メーカー・輸入業者がエアコン(フロン類)やエアバッグ類の装着を確認して設定した料金です。

・この欄が「*****」となっている場合は、自動車メーカー・輸入業者で装着の確認ができないことから追加装備として追加装備金額欄に料金が表示されます。引取時に、仮に追加装備が確認された場合はこの分もあわせてお支払いいただくことが必要です。

・「料金通知書」をクリックすることにより、料金通知書を印刷できます。

預託済の車両の場合

1. 車両番号

車台番号	999999	車両区分	登録自動車
登録番号 / 車両番号	品川500き1234	リサイクル券番号	0000-1111-2222

2. 料金情報

預託状況	預託済	
	預託済金額	追加装備金額
シュレッダーダスト料金	¥00,000	
エアバッグ類料金	¥ 0,000	
フロン類料金	*****	¥ 0,000
情報管理料金	¥ 0,000	
合計	¥00,000	¥ 0,000

料金通知書

・預託状況の欄に「預託済」と表示された車両は、預託済金額の欄に現在預託されている金額が表示されます。

・この欄が「*****」となっている場合は、預託されていない装備です。

・引取時に、仮に追加装備が確認された場合は、追加装備金額欄の料金に資金管理料金をあわせた金額をお支払いいただくことが必要です。

・「料金通知書」をクリックすることにより、料金通知書を印刷できます。

7. FAXを用いた実務 (A3タイプの事業者の場合)

(1) 預託確認

預託確認 / 移動報告代行申請書(OCRシート)のイメージ (A4サイズ)

- ・預託確認ならびに料金照会については、左記のOCRシートを利用し、FAXにより実施することも可能です。FAXの場合は利便性を高めるため、預託確認が完了した時点で自動的に引取報告についても行われることとなります(この場合、移動報告の代行申請という位置付けになるため、手数料を支払っていただくこととなります)。
- ・リサイクル料金が未預託または後付装備の存在により、引取時預託を行う必要がある場合、収納方法を選択してFAXすると、自動的に預託申請がなされたことみなされ、OCRシートへの記入に不備がなければ概ね1時間程度で受理通知(料金情報)をFAXで返信します。収納方法で「セブン-イレブン」を選択された場合は受領通知のほかに払込票もあわせて返信します。
- ・資金管理法人[(財)自動車リサイクル促進センター]においてリサイクル料金が収納された事実が確認された(預託済み)後、引取報告についても自動的に行われます。

(2) 料金照会

引取時料金照会申請書(OCRシート)のイメージ (A4サイズ)

- ・使用済自動車としての引取りが決定していない車両については、左記のOCRシートを利用し、リサイクル料金の額や預託状況を確認することができます。
- ・OCRシートへの記入に不備がなければ、概ね1時間程度で資金管理法人からFAXで返答があります。

OCRシートの読み取りを正確に行うためにも、ファインモード機能(高読取機能)が付いているFAX機を推奨します

OCRシートに記載された情報を機械で読み取りますので、文字を正しく枠をはみださないで記入してください。また、OCRシートの読取りは、筆記具の濃さ等に影響されます

登録番号/車両番号欄の「支局等名」と「かな」については、所定のコード番号での記入が必要です

コード番号や専用のOCRシートの入手方法等の詳細は、別途案内予定

第6章 自動車リサイクルシステムへの事業者登録

1. 自動車リサイクルシステムへの登録

- ① 継続検査時の預託実務、② 引取時の預託に関する実務、③ 電子マニフェスト制度による移動報告実務を行うには、都道府県知事または保健所設置市長の登録を受けていただくのとは別に、自動車リサイクルシステムへの登録が必要となります。
- 事業者登録は、すべて「事業者情報登録センター」が行います（指定整備事業者の申請は各県の自動車整備振興会経由でお願いします）
- 手続きは事業者ごとに行っていただきますが、登録は事業所単位で行います。
- 自動車リサイクルシステムへの登録が完了しましたら、システム登録完了通知書(事業所コード、初期パスワードが明記)がお手元に届きますので、その後、資金管理システムおよび電子マニフェストシステムの利用が可能になります。
- 事業所コード(12桁)は、上記①②③の各実務において、それぞれ別のコードが設定されます。

2. 実施実務・事業者タイプ別登録方法

- 上記①②③の実務と、事業者のタイプの組み合わせにより、事業者登録が下表のとおり分類されます。
- 複数の実務を行う事業者であっても、事業者登録は一度の申請で行います。
- 登録申請の際に提出いただく書類は、下表の ア ～ オ ごとに異なりますので、ご準備をよろしくお願いします。
- 指定整備事業者の申請書類は、各県の自動車整備振興会で準備しています。

事業者の実務内容	収納方法	第3章 (継続検査時預託) におけるタイプ	第5章 (引取時預託) におけるタイプ	必要申請書類
指定整備事業者が継続検査時等預託に関する実務、引取業者としての実務(引取時預託に関する実務含む)の両方を行う場合	ア コンビニエンスストア 郵便局	Aタイプ	Aタイプ	1a 2a [3a] 4 7 8 注2
	イ 金融機関口座引落し 注1	Bタイプ	Bタイプ	1b 2b [3b] 5 6 7 8 注2
指定整備事業者が継続検査時等預託に関する実務のみを行う場合 (引取業者としての実務を行わない場合)	ウ コンビニエンスストア 郵便局	Aタイプ	—	1a 2a 4 7
	エ 金融機関口座引落し 注1	Bタイプ	—	1b 2b 5 6 7
指定整備事業者以外が引取業者としての実務(引取時預託に関する実務含む)のみを行う場合	オ コンビニエンスストア 郵便局 注3	—	Aタイプ	1a 3a 4 8

注1 Bタイプ(イ または エ)の金融機関の口座引落しを利用するには、事業者ごとの継続検査の取扱い台数が一定以上であることが条件となります。その証明は、保安基準適合証の交付実績をもとに判断することが想定されており、交付実績を証明する書類として、「保安基準適合証交付実績証明書」を各県自動車整備振興会より発行していただくことが必要となります

注2 ア または イ における 3a ならびに 3b については、指定整備事業者において同一事業者内で指定自動車整備事業の指定を受けていないが、引取業者としての実務(引取時預託に関する実務含む)を行う事業所がある場合にのみ必要

注3 引取業者として使用済自動車の引取を行う認証整備事業者の方は オ に該当

必要申請書類

1 事業者申請書 事業者としての情報をご記入いただき、捺印していただきます。	1a	リサイクル料金をコンビニエンスストア、郵便局を利用して払い込む場合
	1b	リサイクル料金を金融機関口座引落しを利用して払い込む場合
2 指定整備事業者記入書 (事業所ごとに提出が必要です) 指定自動車整備事業の指定を受けている事業所の情報をご記入いただきます。	2a	リサイクル料金をコンビニエンスストア、郵便局を利用して払い込む場合
	2b	リサイクル料金を金融機関口座引落しを利用して払い込む場合
3 引取業者記入書 (事業所ごとに提出が必要です) 指定自動車整備事業の指定を受けていない事業所(認証整備事業者や販売のみの事業所)で、引取業者としての実務を行う事業所の情報をご記入いただきます。	3a	リサイクル料金をコンビニエンスストア、郵便局を利用して払い込む場合
	3b	リサイクル料金を金融機関口座引落しを利用して払い込む場合
4 郵便局自動払込利用申込書		
5 金融機関口座預金口座振替依頼書		収納代行業者(JCB)への依頼書となります
6 保安基準適合証交付実績証明書		各県の自動車整備振興会で証明を受けてください
7 指定自動車整備事業の指定書の写し		
8 自治体への引取業者登録の登録証の写し		自動車リサイクル法施行前は、フロン回収破壊法における「第二種特定製品引取業者」の登録証の写しを申請書に添付してください

3. 契約締結について

- リサイクル料金の預託申請およびリサイクル券発行の実務については、資金管理法人[(財)自動車リサイクル促進センター]と契約締結した上で実施していただくこととなります。事業者登録をすることにより契約締結となりますので、申請書類に添付されている約款を熟読し、内容を十分ご理解の上、事業者申請書(押印必要)および必要書類をご提出ください。
- 約款は、リサイクル料金預託関連実務全体について規定されている「使用済自動車再資源化等預託金収受の業務に関する委託約款(基本約款)」と事業者タイプごとの詳細について規定されている「付属約款」で構成されています。

【付属約款の構成】

- ア 指定整備事業者兼引取業者におけるコンビニエンスストア、郵便局利用によるリサイクル料金預託関連実務委託付属約款
- イ 指定整備事業者兼引取業者における金融機関口座引落し利用によるリサイクル料金預託関連実務委託付属約款
- ウ 指定整備事業者におけるコンビニエンスストア、郵便局利用によるリサイクル料金預託関連実務委託付属約款
- エ 指定整備事業者における金融機関口座引落し利用によるリサイクル料金預託関連実務委託付属約款
- オ 引取業者におけるコンビニエンスストア、郵便局利用によるリサイクル料金預託関連実務委託付属約款

4. 今後のスケジュール(予定)

